

鎌倉市議会

9月定例会議案集

(その1)

令和7年(2025年)

目 次

議案第 17 号	市道路線の廃止について……………	5
議案第 18 号	鎌倉市基本構想「鎌倉ビジョン2034」の策定について……………	10
議案第 19 号	鎌倉市基本計画「鎌倉ミライ共創プラン2030」の策定について…	13
議案第 20 号	工事請負契約の変更について……………	47
議案第 21 号	不動産の取得について……………	50
議案第 22 号	指定管理者の指定について……………	51
議案第 23 号	指定管理者の指定について……………	52
議案第 24 号	市有地管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定について……………	53
議案第 25 号	市有地管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定について……………	54
議案第 26 号	学校業務の遂行に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定について……………	55
議案第 27 号	学校業務の遂行に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定について……………	56
議案第 28 号	令和 6 年度鎌倉市一般会計歳入歳出決算の認定について……………	57
議案第 29 号	令和 6 年度鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	57
議案第 30 号	令和 6 年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	57
議案第 31 号	令和 6 年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	57
議案第 32 号	令和 6 年度鎌倉市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	57
議案第 33 号	令和 6 年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	57
議案第 34 号	令和 6 年度鎌倉市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について……………	58
議案第 35 号	鎌倉市職場のハラスメントの防止等に関する条例の制定について・	59
議案第 36 号	鎌倉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について……………	63
議案第 37 号	鎌倉市議会議員及び鎌倉市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	74
議案第 38 号	鎌倉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	76

議案第 39 号	鎌倉市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を 改正する条例の制定について……………	79
議案第 40 号	鎌倉市市税条例の一部を改正する条例の制定について……………	81
議案第 41 号	令和 7 年度鎌倉市一般会計補正予算（第 3 号）……………	84
議案第 42 号	令和 7 年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）・	90
議案第 43 号	令和 7 年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号） ……………	94
議案第 44 号	令和 7 年度鎌倉市下水道事業会計補正予算（第 1 号）……………	97
報告第 12 号	工事請負契約の変更に係る専決処分の報告について……………	100
報告第 13 号	工事請負契約の変更に係る専決処分の報告について……………	103
報告第 14 号	交通事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る専決処 分の報告について……………	106
報告第 15 号	交通事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る専決処 分の報告について……………	107
報告第 16 号	令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率の報告について……………	108
報告第 17 号	令和 6 年度決算に基づく資金不足比率の報告について……………	109

議案第 17 号

市道路線の廃止について

次のとおり、市道の路線を廃止するものとする。

令和 7 年（2025年） 9 月 3 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

廃止市道路線

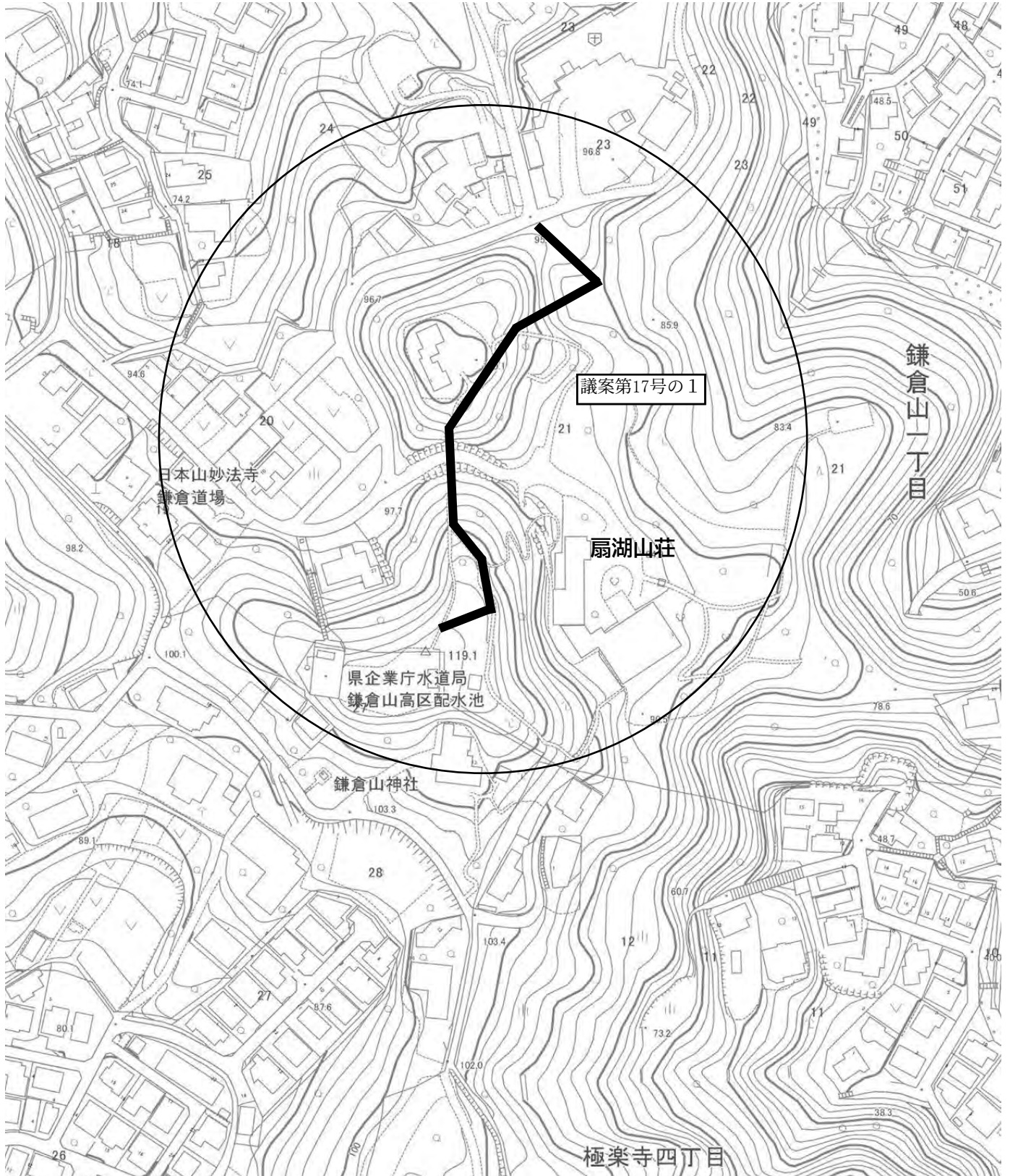
議案 枝番	起 点		終 点		幅 員 m	延 長 m	図面 番号
	町名又は 字 名	地 番	町名又は 字 名	地 番			
1	鎌倉山 一丁目	1635番3	鎌倉山 一丁目	888番4	1.27～2.18	219.64	2
2	大町 五丁目	2111番3	大町 五丁目	2105番	0.90～0.91	66.48	3

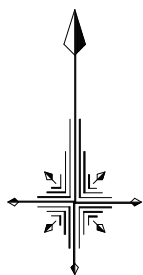


凡例  廃止箇所

案内図

図面番号 2





公図写

図面番号 2

起点・鎌倉山一丁目1635番 3

議案第17号の1

市道024-010号線

終点・鎌倉山一丁目888番 4



凡例 廃止箇所

案内図

図面番号 3





議案第 18 号

鎌倉市基本構想「鎌倉ビジョン2034」の
策定について

鎌倉市基本構想「鎌倉ビジョン2034」を次のとおり策定する。

令和 7 年（2025年） 9 月 3 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

令和 8 年度から令和16年度までの 9 年間を期間とする、新たな基本構想を策定するものである。

鎌倉市基本構想「鎌倉ビジョン 2034」

基本構想について

「鎌倉市総合計画条例」第2条第2号では、基本構想を「まちづくりの基本理念並びに将来都市像とその実現に向けた将来目標及びその方向性を示すもの」と規定しています。

そこで、次のとおり基本構想期間、基本構想の名称、基本理念、将来都市像及び将来目標を定めます。

基本構想期間

令和8年（2026年）度から令和16年（2034年）度までの9年間とします。

ただし、基本計画の計画期間満了時や見直し時にあわせて基本構想も点検や見直しを行うこととし、その際に改めて基本構想期間を設定します。

基本構想の名称

令和8年（2026年）度を初年度とする基本構想の名称を「鎌倉ビジョン 2034」とします。

基本理念

市民の想いのもとにつくりあげた「平和都市宣言」と「鎌倉市民憲章」は、鎌倉市のまちづくりにとって不変的な精神であることから、「鎌倉ビジョン 2034」の基本理念は、「平和都市宣言」及び「鎌倉市民憲章」の精神とします。

将来都市像

わたしたちのまち鎌倉は、長い歴史を持ち、世界に誇る貴重な歴史遺産・文化遺産と明るく広がる海や緑豊かな丘陵の自然景観に恵まれています。これら先人が築いてきたかけがえのない資産は、今後も守り育て、後世に引き継いでいかなければなりません。そして、これらの資産のもと、鎌倉に関わるすべての人が生涯にわたり、お互いを思い、安心して、自分らしく鎌倉に「住みたい・住み続けたい・訪れたい・関わりたい」と思うまちにしなければなりません。

この想いは、本市に綿々と引き継がれてきたものであることから、「鎌倉ビジョン 2034」の将来都市像は、平成8年（1996年）度を初年度とした「第3次鎌倉市総合計画」の将来都市像を引き継ぎ、「古都としての風格を保ちながら、生きる喜びと新しい魅力を創造するまち」とします。

将来目標

将来都市像の実現に当たっては、過去・現在を踏まえつつ、未来に向け、持続可能なまちづくりが必要不可欠です。

そのためには、公助のみならず、自助・共助・互助の精神が育まれた地域社会が必要であることから、本市では、平成31年（2019年）4月に「鎌倉市共生社会の実現を目指す条例」を施行し、それぞれの多様性を認め、お互いを思い、誰もが自分らしく安心して暮らすことのできる共

生社会の構築を目指しています。

そこで、「生涯にわたり、誰もが安心して、自分らしく暮らせるまち＝共生社会」を軸に据えながら、本市に対する市民の想いを踏まえた三つの将来目標を掲げます。

自然・歴史・文化を未来につなぐまち

先人が築いてきたかけがえのない資産を後世に引き継ぐことは、今を生きる私たちの責務です。

そして、これらの資産は、歴史遺産・文化遺産・海・自然景観だけで形成されているものではなく、先人から引き継がれた本市に対する想いの積み重ねでもあります。

これらの資産の中には、国際的な目標の達成に欠かせないものもあることを踏まえ、次代の本市、そして次代の世界に向け、自然・歴史・文化を洗練するとともに、こうした資産を効果的に活用しながら次の世代を育成し、その世代とともに、目に見える形だけではない資産を後世に引き継いでいるまちである「自然・歴史・文化を未来につなぐまち」を形成します。

多世代・多文化・多様な絆がいきるまち

持続可能なまちづくりに向けては、行政のみによる都市経営ではなく、まちづくりを自分事と捉える人や企業、団体等による都市経営が必要です。

そして、この実現のためには、個々人がその実現を目指すのではなく、まちづくりを自分事と捉える方々が増え、多世代・多文化・多様な方々がつながることで形成されたコミュニティにより、その実現を目指すことが重要です。

そこで、住民がつながり、多世代がつながり、かつ、来訪者を含めた本市に関わる人、企業、団体等がつながり、共栄しているまちである「多世代・多文化・多様な絆がいきる（生きる・活きる）まち」を形成します。

ひとの想いが尊重される豊かで安全なまち

安心できる安全なまちは、日々の生活に最も重要です。

そして、この安全は、防災や防犯からだけではなく、心と体の健康や賑わいから生まれる豊かさからも確保できます。

そこで、災害等から身を守る安全だけでなく、日々の生活において感じる不自由をできる限り取り除き、豊かな生活環境を構築することで確保できる安全が備わっているまちである「ひとの想いが尊重される豊かで安全なまち」を形成します。

議案第 19 号

鎌倉市基本計画「鎌倉ミライ共創プラン2030」の
策定について

鎌倉市基本計画「鎌倉ミライ共創プラン2030」を次のとおり策定
する。

令和 7 年（2025年） 9 月 3 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

令和 8 年度から令和12年度までの 5 年間を期間とする、新たな基
本計画を策定するものである。

鎌倉市基本計画「鎌倉ミライ共創プラン 2030」

基本計画について

「鎌倉市総合計画条例」第2条第3号では、基本計画を「基本構想を実現するための政策又は施策の体系及びその方針を示すもの」と規定しています。

そこで、次のとおり基本計画期間、基本計画の名称、基礎条件、まちづくりの基本方針及び施策を定めます。

基本計画期間

令和8年（2026年）度から令和12年（2030年）度までの5年間とします。

ただし、計画期間内に見直しの必要性が生じた際には、計画期間満了を待たずに計画を見直します。

基本計画の名称

令和8年（2026年）度を初年度とする基本計画の名称を「鎌倉ミライ共創プラン 2030」とします。

基礎条件

人口

今後の人口

日本全体の人口減少が加速化する中、この先、本市だけが、人口を維持・増加させることは非常に困難です。

他方、これまでの人口推移から導き出された自然増減及び社会増減の将来見通しから見込まれる本市の将来人口は、人口減少の抑制につながったこれまでの施策の効果が続くと仮定すると、国全体の将来人口と比較し、その減少率は緩やかであると見込んでいます。

さらに、今後、深沢地域における新しいまちづくりが進むことで、人口の減少率がより緩やかになることが期待できます。

そこで、今後の人口を、自然増減及び社会増減の将来見通しに、今後の事業により見込まれる増加を加味した人口とし、緩やかな人口減少に留まるものとします。

土地利用

今後の土地利用

本市は、古都地域において、豊かな自然と古都としての佇まいが融合した良好な環境の土地利用を、また、都市的土地利用が進む地域においても、自然との調和に配慮した秩序ある土地利用を進めてきました。しかしながら、人口減少や人口構成の変化、産業構造の変化、さらには生活様式の変化、価値観の多様化等により、近年、土地利用も変化しつつあります。こうした環境下においても快適な生活環境を確保できるよう、土地利用のあり方を示すことが必要です。

そこで、今後の人口を踏まえ、今後の土地利用を、これまでどおり本市の良好な環境・

自然との調和に配慮した秩序ある土地利用を保全することを基本とし、さらに、市民や地域を主体としたまちづくりを積極的に推進することで、快適な生活環境の維持・創出を図るものとします。

また、人口や経済（産業）とのバランスに配慮した適正な土地利用を誘導することも必要です。そこで、新たな時代を見据えた本市にふさわしい産業集積に取り組み、職住のバランスが取れる環境整備を進めます。

鎌倉・深沢・大船の三つの都市拠点については、それぞれの特性にふさわしいまちづくりを進め、今後の社会の変化を見据えた社会基盤や自然的要素（グリーンインフラストラクチャー）を取り入れ、多様な機能を発揮させることで、市域全体の持続可能なまちづくりを牽引します。

さらに、災害リスクを踏まえた市民の生命・財産を守る土地利用や発災後の復旧・復興に対応できる土地利用とします。

まちづくりの基本方針

基本構想の将来目標の実現に向けては、行政だけではなく、本市の定住人口、交流人口、そして、関係人口（人、企業、団体等を含む。）が、それぞれ主体的にまちづくりに参画し、持てる力を発揮することが重要であり、そのための環境を整えることが必要です。

本市では、「平和都市宣言」及び「鎌倉市民憲章」の制定、御谷騒動を契機とした「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」の制定、三大緑地（常盤山・広町・台峯）の保全をはじめ、数多くの市民活動による共創の歴史があり、こうした活動が現在の本市のまちづくりの礎となっています。

しかしながら、昨今の人口減少や人口構成の変化（老年人口割合の上昇・生産年齢人口割合の低下）に伴う地域活力の低下、人口減少とバランスの取れていない土地利用に起因する生活様式の変化に伴う地域コミュニティの関係変化（希薄化）等は、本市がこれまで築いてきたまちづくりの礎にも大きな影響を与えています。さらに、人口減少や人口構成の変化は、財政運営をはじめとした都市経営全体に大きな課題を投げかけています。加えて、様々な社会事情に起因する市民生活の変化、国際的な課題である地球温暖化への対策（緩和策・適応策）等により、市政を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした環境においても、市民が安心して自分らしく暮らすためには、それぞれに適した生活環境が維持・創出されることによる心理的安全が確保されている中で、個々人だけの生きがいや幸せだけではなく、身の周りの人の生きがいや幸せも感じることができる社会が必要です。

そして、こうした社会を維持・創造するためには、地域や個々人が抱える課題を地域や周囲の人とともに解決できる環境づくりが重要であり、様々な課題をこれまで以上に自分事として捉え、その解決に取り組む過程を通じて「人」や「地域」が成長するという好循環を築くことが重要です。

今こそ、本市のまちづくりの礎である共創によるまちづくりの流れを再興させ、それぞれの市民が、自身の課題に関わる関係者との連携を深めながら、その課題を解決する「地域」を形

成し、この「地域」に様々な人が関わることで、これまでの地域による活動・活躍の枠を超え、「地域」がさらに発展する社会を構築する必要があります。

そして、こうして構築された社会が、今後継続・拡大する課題である地域コミュニティの活性化、地域防災力の強化、地域子育て支援、地域福祉の推進、長寿社会のまちづくり等を解決することで、これまで以上に人口減少が加速化し、行政だけによる課題解決が困難となる中でも持続可能なまちを創造できます。

そこで、様々な人が、お互いを認めあいながら「地域」に関わり、課題解決に取り組むことができる社会の実現＝「個々の力・地域の力を発揮する共創社会の実現」をまちづくりの基本方針とし、行政として、それぞれの持てる力を発揮できる「地域」を整えます。

施策

基本構想の実現に向け、「個々の力・地域の力を発揮する共創社会の実現」という基本方針のもと、市として取り組むべき施策を整理します。

施策の体系

施策については、「施策の前提」「横断的施策」「ひとの共創」「暮らしの共創」「まちの共創」及び「計画推進体制」の六つの柱に分け、それぞれの柱に各施策を位置付けます。

施策の展開

各施策を進めるに際しては、次の点を考慮しながら、施策の対象となる方々の目線に立ち、当事者であることを意識した具体的な施策展開を図ります。

施策間の連携

昨今の社会情勢下では、当初想定していなかった事態が発生した場合においても臨機応変な対応が求められることから、これまで以上にそれぞれの施策が相互に連携・補完しながら、施策目標の実現を目指します。

施策と SDGs

SDGs とは、平成 27 年（2015 年）に国連サミットで採択された持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）のことで、令和 12 年（2030 年）を期限とする、先進国を含む国際社会全体の 17 の開発目標とこれを実現するための 169 のターゲットのことで

す。

本市は平成 30 年（2018 年）6 月に SDGs 未来都市に選定されましたが、これは、まちづくりの目標の実現に向け、社会・経済・環境の 3 側面をつなぐ統合的な取組が必要であることから、様々なステークホルダーを巻き込むに当たり、「SDGs」を共通言語として、さらなる取組を推進しようとするものです。

この考えは、「個々の力・地域の力を発揮する共創社会の実現」にも通ずるものであることから、「鎌倉ミライ共創プラン 2030」においても、施策と SDGs の関係を明らかにすることで、SDGs の達成を目指すとともに、SDGs の視点から施策の構成内容の点検・立案を行い

ます。

リーディングプロジェクト

基本計画全体をリードし、計画期間中、先導的・戦略的に取り組む「リーディングプロジェクト（以下「プロジェクト」という。）」を位置付けます。

プロジェクトの目的

こどもたちは、地域に欠かせない存在であり、未来のまちづくりの主役です。

こどもたち自身が成長し、幸福になることは、まち全体の活力を生み出し、まち全体の持続的な発展にも寄与し、ひいては、大人も自分らしく豊かに生きることができる社会につながります。

鎌倉のこどもたちが成長し、幸福になり、鎌倉の持続的な発展につながっていくよう、「こどもまんなか社会」の実現を目指している本市として、こどもたちが鎌倉への想い・地域への想いを育み、深め、そして、未来のまちづくりの主役として、自分らしく、かつ、自発的にまちづくりに関わりたいと思う、こうした想いを大事にしなければなりません。

そこで、本市に対するこどもたちの想いを踏まえながら、まちづくりの基本方針である「個々の力・地域の力を発揮する共創社会の実現」に向けた先導的・戦略的取組として、こどもを軸とした必要な事業に取り組むことで、鎌倉で育つこどもたちが喜びや誇りを持つことができる環境を整備するプロジェクト＝「こどもたちと紡ぐミライの鎌倉プロジェクト」に取り組み、まち全体の活力を生み出し、まち全体の持続的な発展につなげます。

プロジェクトの取組

こどもたちに関する取組は、「こども・若者」「教育」等で整理していますが、特に、鎌倉で育つこどもたちが、鎌倉で生まれ、育ち、生活することに喜びや誇りを持つためには、こどもたちが安心感や高揚感を抱けることが大切です。そして、ここから高まる自己肯定感や達成感が、全体的な幸福感にもつながります。

安心感には、こどもたちやその周囲の人たち、そして、双方の人間関係・コミュニケーションがより深まり、豊かになることが重要であり、これに向け、こどもたちの多様性が尊重され、安心できている環境が必要です。また、高揚感には、好奇心旺盛なこどもたちが奮い立ち、新たな挑戦に対して積極的になれることが重要であり、これに向け、こどもたちが自身の未来に対してワクワクし、期待に胸を膨らませることができている環境が必要です。

そこで、次のとおり、プロジェクトの取組について示します。

こどもたちの多様性が尊重されている環境を整えていきます

こどもたちが安心して鎌倉で生まれ、育ち、また、子育て当事者が安心して鎌倉でこどもを生み、育てることができるよう、こどもたちや子育て当事者に対する支援を充実させることで、こどもたちの健やかな成長を切れ目なく支えていきます。

こどもたちが自分らしさを発揮しながら生活できるよう、多様な遊び・体験・学び・交流ができる地域を構築することで、一人ひとりのニーズにあった居場所を整備して

いきます。

子どもたちが自身の未来に対してワクワクできている環境を整えていきます

一人ひとりのニーズにあった居場所の整備とともに、学習者中心の学びができるよう、探究できる学習カリキュラムの構築のほか、学校の指導運営体制や施設・設備を整備することで、子どもたちが未来にワクワクしながら学べる環境を整えていきます。

その他「こども」という視点から各施策の取組を推進します

子どもたちが日々生活する中で触れ、関わる環境に関しても、各施策において、「こども」という視点を持ちあわせながら、その取組を推進します。

各施策

施策の前提

「平和」「共生」を施策の前提に位置付け、この施策をすべての施策に通ずる考え方として、各施策を展開します。

0-1 平和

目標とするまちの姿

「平和都市宣言」及び「鎌倉市民憲章」の精神が市民間で共有され、市民一人ひとりが平和の大切さの認識をさらに深め、誰もが平和な環境で暮らすことができる世界（社会）の構築に向け、行動し続けているまち

主な取組

平和意識を啓発します

多様な世代の平和に対する意識を醸成するため、市の平和について考える礎であり、市の施策の根幹となっている「平和都市宣言」及び「鎌倉市民憲章」について、幅広い市民等に理解を深めてもらえるよう、身近な場で効果的に平和について考える啓発機会を提供します。

0-2 共生

目標とするまちの姿

市、市民及び事業者が、それぞれの責務又は役割を果たし、相互に協力することで、市民がその個性や多様性を尊重され、自分らしくいることができ、また、お互いを支えあい、助けあうことで、安心して生活でき、社会の一員として、自らが望む形であらゆる分野における活動に参画する機会が確保されているまち

主な取組

誰もが自分らしく参画できる社会を構築します

社会のあらゆる分野の活動に、誰もが自分らしく参画できる社会の構築に向け、市民一人ひとりの人権が尊重され、お互いを認めあう意識や他者を思いやる意識がさらに醸成されるよう、啓発に取り組みます。

相互理解・交流・協力に向けた環境を整えます

性別、国籍、文化等が異なる人々が、ルールを守り、お互いを認めあい、積極的に交流し、柔軟に視点を変えながら協力しあうことで、自身を含めた身の回りの環境をより良くできる仕組みの構築や意識の啓発に取り組みます。

横断的施策

「防災」「地球温暖化」を横断的施策に位置付け、この施策の取組だけでなく、他の施策の取組についても、全体的かつ具体的・意識的に進めることで、この施策の目標の実現を目指します。

1-1 防災

目標とするまちの姿

自助・共助・公助の視点で、ハード・ソフトの両面から総合的な自然災害対策を講じた高い防災力があり、かつ、あらゆる危機事象を想定した体制・制度が、国、県、関係機関等との連携により整備され、市民の生命・財産が守られているまち

主な取組

まちづくりの視点による防災対策を展開します

災害に強いまちに向け、都市としての防災性の向上、災害の発生に備えた事前準備、想定される被害への対応と早期の復旧・復興を視野に入れた総合的な防災対策を展開します。

市の防災体制を強化します

「鎌倉市地域防災計画」に基づく災害時体制の強化として、平時及び災害時における様々な方法での防災情報の提供、災害リスク、避難方法等の周知及び様々な種類の標識設置により、適切な避難行動につなげます。また、多様な事情に配慮した避難所環境の整備や、津波災害に備えた津波避難対策に取り組みます。

地域の防災力を強化します

災害時に適切な判断や行動ができるよう、平常時からの防災意識を向上するため、市民向けの研修や講話を実施するとともに、自主防災組織の育成を支援します。

市の危機管理体制を強化します

「鎌倉市国民保護計画」等を適切に運用します。

災害・危機事象発生時の優先業務を遂行するための体制を整備します。

発災時の災害対応の拠点を整備します

大規模な地震をはじめとした様々な災害発生時に、市民の生命や財産を守る適切な対応を行うための拠点を整備します。

がけ・急傾斜地対策を行います

がけ崩れ及び土砂の流出等による災害の予防対策として、急傾斜地崩壊危険区域等での防災工事を促進します。

共創のパートナーと共創の取組

市民とともに、「自らの身は、自ら守る」という自主防災の観点から、非常用備蓄、家具等の転倒防止対策の実施等の予防対策、災害時の家族の連絡体制や行動についてのルールづくり等の防災対策を行います。

自主防災組織とともに、「皆のまちは、皆で守る」ため、平時からの防災資機材の備蓄・点検、防災訓練への参加等の事前の準備を行い、災害発生時には情報収集、伝達、初期消火活動、救出救助等を行います。

公共機関等の防災関係者・他行政機関とともに、平時及び災害時における防災活動を行います。

1-2 地球温暖化

目標とするまちの姿

太陽光や豊かなみどり等の「資源」を余すことなく活用した省エネ・創エネ・蓄エネの取組により、脱炭素社会への移行が進むとともに、気候変動に適応し、地球温暖化の緩和に貢献しているまち

主な取組

まちづくりの視点による地球温暖化対策を展開します

豊かで安全なまちに向け、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量を削減（緩和策）し、また、気温の上昇、災害の激甚化等に適応（適応策）するため、総合的な地球温暖化対策を展開します。

脱炭素につながるライフスタイルへの転換を促進します

二酸化炭素の排出量や削減量の見える化、脱炭素の取組による経済効果等のメリットの明確化を行うとともに、脱炭素に関する周知啓発や、学校における環境教育を行います。

再生可能エネルギーの普及や省エネ機器等の導入支援を加速します

再生可能エネルギー設備、省エネ機器、電気自動車等への補助を行います。

ZEB・ZEHに関する情報発信、ZEHへの補助拡充を行います。

気候変動に適応した暮らしを促進します

温暖化による影響や健康被害への注意喚起に関する情報等を発信し、気候変動に対して、市民、事業者等が適切な適応行動をとれるように促します。

共創のパートナーと共創の取組

多くの主体とともに、脱炭素に向けた自発的な取組を進めます。

ひとの共創

2-1 福祉

目標とするまちの姿

市民一人ひとりが、自らが望む形で社会との関わりを持ち、住み慣れた地域で生涯にわ

たり安心して暮らしているまち

主な取組

包括的支援体制を整備します

高齢者、障害者、生活困窮者、ひきこもり状態の方、ケアラー等が抱える課題に対し、属性を問わない相談支援や地域づくり等の一体的な支援を行う体制を整えます。

多様な福祉サービスを提供します

多様な福祉ニーズに対応できるよう、福祉に携わる人財を確保し、育成するほか、ニーズに即した福祉サービスを提供します。

多様な主体による地域での支えあいを構築し、支援します

サポーターの育成、居場所づくり、コミュニティワーク・プラットフォームの形成等を通じて、つながりの創出や地域での支えあいの構築・支援に取り組みます。

多様な社会参加の機会創出と孤独・孤立の予防に取り組みます

孤独・孤立の未然防止につなげるため、就労を含む社会参加の機会を創出し、誰もが安心して社会参加できる選択肢を増やします。

住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、市民の権利を擁護します

高齢者、障害者等の権利を擁護するため、成年後見や虐待の未然防止に係る体制を整備するほか、権利擁護に向けた支援や周知・啓発活動を行います。

災害時の支援体制を構築し、支えあいの地域づくりを進めます

社会的脆弱性を有する市民や世帯が災害時に困らないよう、事前防災に取り組み、地域による支援や支えあいが行われる環境を構築します。

共創のパートナーと共創の取組

市民・地域・市民活動団体・社会福祉協議会等の関係者とともに、地域生活課題の解決に取り組みます。

市民活動団体・社会福祉協議会等の関係者とともに、孤独・孤立の未然防止につながるまちづくりに取り組みます。

民生委員・児童委員・地域包括支援センター・障害者支援事業所とともに、高齢者、障害者等の生活相談や地域での見守り体制を整えます。

保護司とともに、犯罪を犯した人の再犯を防止するため、更生保護の活動を行います。

地域・市民活動団体・自立相談支援機関等の関係者とともに、生活困窮者等への支援や支えあいを行う地域づくりを進めます。

事業者とともに、障害者の雇用の場の確保を進め、障害者等が自分らしく活躍できる環境を整備します。

2-2 こども・若者

目標とするまちの姿

こども・若者一人ひとりが、自立した個人として、ひとしく豊かな人間性及び社会性を身につけて、健やかに成長することができ、ひとしくその権利が擁護され、それぞれが思

う幸せな状態で生活しているまち

主な取組

こども・若者の権利を保障し、安心して生活できる環境を整備します

こども・若者を権利の主体として尊重し、家庭、学校、地域等において、自由に意見を表すことができる機会を確保します。

警察、地域等の関係機関との連携・協力の強化を図り、犯罪被害や事故・災害からこども・若者の安全を確保します。

こども・若者・子育て当事者の状況に応じた必要な支援を切れ目なく行います

こども・若者が健やかに成長することができ、子育て当事者が子育てに伴う喜びや幸せを実感することができるよう、こどもの誕生前から、乳幼児期、学童期、その後の成長過程に至るまで、ライフステージに応じた切れ目のない情報提供や相談支援を行い、かつ、ニーズに即した支援を行います。

様々な困難な状況を抱えるこども・若者のニーズに応じた支援を行います

貧困をはじめとしたこども・若者一人ひとりを取り巻く環境に応じた必要な支援を行います。

こどもの発達全般や身体の状態、行動の特性に応じた早期からの相談の場を整え、適切に支援します。

虐待の未然防止やヤングケアラーの早期発見・早期対応を行うため、地域の連携体制を整えます。

こども・若者一人ひとりが安心して過ごせる居場所や体験を行う機会を創出します

年齢や発達の程度に応じて、こども・若者が主体的に学び、育つことができるよう、体験や遊びを通じた学びや交流の機会の場づくりを進めます。

関係機関と連携して、悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制を整えます。

共創のパートナーと共創の取組

市民・地域とともに、こども・若者が安全で安心して生活できる地域の環境づくりに努めます。

保護者とともに、こども・若者の最善の利益を考え、より良い家庭環境づくりに努めます。

保育所、幼稚園等とともに、こどもの多様な育ちの環境に配慮しながら、健やかな成長を支援します。

事業者とともに、従業員が仕事と子育ての両立が可能となるように努め、また、こども・若者の健やかな成長を支えます。

2-3 健康

目標とするまちの姿

市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むことで、健やかでこころ豊かに暮ら

しているまち

主な取組

健康寿命の延伸と健康格差の縮小に取り組めます

自らの健康づくりに取り組むことができる環境を整備するほか、国保データベースシステム（KDB システム）等も活用し、市民の効果的な健康づくりや介護予防に取り組めます。

生活習慣の改善を支援します

生活習慣病の発症・重症化予防、発症後の改善に向けた支援とあわせて、若年層からの健康づくりに取り組めます。

高齢者のフレイル予防に取り組めます

高齢者のフレイル予防や健康づくりに関する情報発信、身近な地域で誰もが参加できる通いの場等の活動支援を行います。

誰も自殺に追い込まれることのない地域を目指します

こころの健康づくりやいきるための支援、こども・若者のいきる力を育むため、自殺に関する正しい知識の普及啓発と情報提供を行います。

共創のパートナーと共創の取組

市民とともに、自らのこころとからだの健康に関心を持ち、主体的に健康づくりに取り組めます。

地域・医療機関等の関係者・事業者とともに、それぞれの役割を認識し、市民のこころとからだの健康の維持・増進をサポートし、「健康づくり」に対する意識を醸成します。

2-4 教育

目標とするまちの姿

学習者中心の学びを通じて、“炭火”のごとく誰もが学びの火を灯し続け、生涯にわたり心豊かに生きているまち

主な取組

ワクワクして未来を創る学びを生み出します

学習者のワクワクが引き出されるよう、まるで探検するかのような自らの興味に基づく主体的な学びを提供します。

地域の宝物を活かし、生涯かけて学ぶ機会をつくります

地域の宝物である鎌倉の豊富な自然・文化・社会資本を存分に生かし、生涯にわたり自らが学びの火を灯せる機会を提供します。

多様性を尊重した学びを共創できる環境を整備します

それぞれが自分との違いを多様性として尊重することで、鎌倉に関わる多様な大人・こどもが共創できる環境を整備します。

学習者中心の学びを支える環境を整備します

学びの火を灯すには、専門性に基づく巧妙な環境設計が必要なことから、ニーズを把握し、こどもから大人まで、学習者一人ひとりにあった学びの機会を提供できる環境を整備します。

共創のパートナーと共創の取組

市民・地域とともに、学校との連携・協働を推進し、地域とともにある学校教育を実現します。

市民・市民活動団体・大学等の関係者・事業者とともに、生涯にわたり、あらゆる機会にあらゆる場所において、学習者がいつでも自由に選択して学ぶことができるような環境整備を進めます。

2-5 スポーツ・レクリエーション

目標とするまちの姿

市民一人ひとりがスポーツやレクリエーションに親しみ、楽しみながら、健康的な生活を送っているまち

主な取組

スポーツ活動を始め、親しむきっかけを提供します

誰もが身近な場所でスポーツをする・みる・支えることができるよう、スポーツに携わる団体等との連携を強化して、きっかけづくりを進め、かつ、必要な施設整備を進めます。

様々なスポーツ機会を提供します

生涯にわたりスポーツ活動を継続できるよう、スポーツに携わる団体等と連携しながら、地域におけるスポーツイベント等の開催やスポーツ情報の発信、交流の場の創出といったスポーツ機会の提供を進めます。

共創のパートナーと共創の取組

市民とともに、積極的・能動的に運動する習慣を身につけるための取組を進めます。

地域・市民活動団体・スポーツ協会等の関係者・他行政機関とともに、より多くの市民が広く様々なスポーツを楽しめる機会を提供し、また、スポーツ活動を行う環境を整備します。

暮らしの共創

3-1 都市交流

目標とするまちの姿

国籍・地域・民族の異なる人々が、それぞれの生活習慣や価値観を知り、認めあい、相互の違いへの理解を深めることで、国や地域の垣根を超えたパートナーとして、尊重し、協力しあう意識が育まれているまち

主な取組

市民の国際的な交流を促進します

外国籍市民や国際交流等活動団体との連携・協力関係をさらに深めるため、市民等の国際的な交流を促進します。

姉妹都市等との都市間交流を促進します

市民の自主的な国や地域を超えた都市間の歴史・文化の理解を促すため、国内姉妹都市等と連携して、市を介さずに交流を行う団体による活動を支援します。

共創のパートナーと共創の取組

国際交流等の活動をしている市民活動団体から活動内容について情報提供を受けるとともに、市が主催するイベントへの市民の積極的な参加を呼びかけ、ともに交流する機会を提供します。

姉妹都市、友好都市等とともに、行政のみならず、民間交流の情報交換を行います。

3-2 芸術文化

目標とするまちの姿

市民等が日頃から多様な芸術文化に触れることができ、自主的に芸術文化の創造・発信を行うことで、心豊かに暮らせているまち

主な取組

市民が芸術文化に触れる機会を確保します

地域において市民が芸術文化に触れる機会を確保するため、芸術文化団体や他の分野で活動する団体、他自治体等と協働・連携して、芸術文化活動に取り組む場や、日頃見ることが難しい芸術文化プログラムの鑑賞機会を提供します。

共創のパートナーと共創の取組

地域にゆかりのある芸術文化活動に取り組んでいる団体とともに、市が主催するイベントへの市民の積極的な参加を呼びかけ、地域の芸術文化を発信します。

他自治体と協力し、各地域相互での芸術文化発信の機会を創出します。

芸術文化団体等の関係者とともに、地域における芸術文化活動の場を確保します。

3-3 防犯

目標とするまちの姿

防犯に関する啓発や支援により、市民の防犯意識が高まり、かつ、地域、警察等と連携した犯罪の機会を与えない見守り体制が強化されたことで、誰もが安全で安心して暮らしているまち

主な取組

市民の防犯意識を啓発します

市民一人ひとりの防犯意識の向上に向け、防犯対策の普及・啓発活動や情報提供を行います。

自主防犯組織の活動を支援します

市民の「自らの安全は自らが守る」「地域の安全は地域で守る」という意識の向上に向け、自主防犯活動への理解と参加を促進し、防犯力の高まりに寄与する活動に対して支援します。

防犯力の高いまちづくり・仕組みづくりを進めます

犯罪に強いまちの創出に向け、犯罪が起きにくい防犯性の高い住宅づくり等に関する情報を提供し、防犯に配慮した公共施設を建設します。

消費者被害の回復及び未然防止に努めます

消費生活センターの相談体制を整え、消費者被害の回復や未然防止に向けた情報発信を行います。

事業者等と連携した見守り活動を行います。

共創のパートナーと共創の取組

市民・自治会町内会・市民活動団体とともに、犯罪抑止策を講じ、地域の防犯力向上に取り組めます。

警察とともに、安全安心まちづくり推進協議会や防犯連絡会の中で犯罪発生状況等を情報共有し、積極的に情報を発信します。

地域包括支援センター等の関係者・事業者・他行政機関とともに、消費生活の課題を抱える市民に対する見守り活動を行います。

3-4 廃棄物

目標とするまちの姿

市民・事業者・行政が、連携・協働して3Rを推進することで、最終処分量を限りなくゼロに近づける「ゼロ・ウェイストかまくら」が実現しているまち

主な取組

ごみの削減に取り組めます

ごみ削減に向けた意識が向上し、さらなるごみの削減につなげるため、3Rを推進し、ごみ処理施策に関する情報を提供します。

適正なごみ処理を行います

安定的なごみ処理体制として、広域連携によるごみ処理体制や民間事業者とのバックアップ体制を維持します。

ごみ処理における環境負荷・財政負担の低減に向け、近隣自治体や国・県の動向を踏まえながら、その手法を整えます。

し尿・浄化槽汚泥を効率的に処理します

し尿・浄化槽汚泥の現在の収集処理方法について評価し、改善や効率化を実施します。

共創のパートナーと共創の取組

市民・事業者・滞在者とともに、ごみの減量を自らの問題として捉え、それぞれの立場における役割を認識するとともに、対等の立場で循環型社会の形成という共通の目的に向けた取組を推進します。さらに、産官学民連携により、将来のごみの減量及び循環型まちづくりにつながる取組を、積極的に進めます。

国・県と廃棄物の処理に係る技術的進捗や災害対策をはじめとする社会情勢の動向等について情報交換を行い、効率的かつ安定的な広域での処理を前提としたごみ処理体制の構築につなげます。

逗子市・葉山町と連携してごみの減量・資源化を行い、既存施設における共同処理を推進します。その他の近隣自治体とは、民間事業者における処理も含め、災害時や緊急時を含めた継続的かつ安定的なごみ処理のバックアップ体制を整えます。

3-5 生活環境

目標とするまちの姿

人、事業者等の活動による公害の発生や生活環境の悪化が抑制され、誰もが快適で安心して暮らせる生活環境が整っているまち

主な取組

公害を防止します

大気、水、土壌等を良好な状態に保持し、人の健康や生活環境に対して被害が生じないように、事業活動等による公害を防止します。

まちの美化を推進します

公衆トイレ、墓地の管理等や分煙環境を整備します。

ポイ捨てや落書き、ごみの不法投棄を防止します。

犬・猫を適正に飼養し、野生鳥獣の保護及び管理を適正に行います

犬の散歩マナーの向上、猫の不妊去勢や屋内飼養の重要性が浸透し、適正に飼養される環境が整うよう、SNS 等を活用して啓発します。

傷病野生鳥獣の保護を適切に行い、自然に還します。

有害鳥獣の捕獲を行い、生活被害を減らします。

共創のパートナーと共創の取組

市民・地域・市民活動団体・大学等の関係者・事業者・滞在者とともに、環境保全に対する理解の促進及び地域における清掃活動への参加等、環境保全に資する活動に取り組みます。

事業者とともに、法令順守のみならず、良好な環境の保全や創出に努めるとともに、従業員に対する意識向上の啓発に取り組みます。

市民・地域・市民活動団体・関係者・事業者・滞在者・他行政機関とともに、まちの美化に関するイベント等に取り組みます。特に、屋外で自ら生じさせたごみについては持ち

帰り、まちの美化を推進します。

鎌倉保健福祉事務所との連携を密にし、動物愛護に対する普及啓発の機会を増やします。

3-6 生態系

目標とするまちの姿

市内に生息・生育する野生動植物及び鎌倉本来の生態系が保全される環境が整備され、自然環境と人の暮らしが調和しているまち

主な取組

有害外来動物等の対策を行います

生活に被害を及ぼす有害外来動物等の捕獲を行います。

野生動物への餌付けは、野生動物本来の生態に悪影響を及ぼすだけでなく、人の生活環境の悪化にもつながるため、餌付け現場での自粛を呼びかけるほか、ポスター等を通じた周知を行います。

水辺の環境づくりを進めます

河川・水路施設の維持管理において、必要な排水能力に影響がない範囲において、動植物の誘導に配慮しながら、河川の清掃や生態系の調査及び水質調査等を実施します。

希少な動植物を保護するため、公園内の水源部や谷戸の“ため池”を保全します。

漂着ごみの清掃、汚水排水対策等により、海浜環境を良好に維持し、保全します。

自然とのふれあいの場を創出します

日常生活の中で自然とふれあう機会を充実させるため、公園緑地の整備、ハイキングコースの紹介等、自然とふれあいながら健康を維持・増進できる場を創出します。

共創のパートナーと共創の取組

自然に接するすべての関係者が自然にふれあう機会を持ちます。特に、市民活動団体と水辺の環境をつくるとともに、公益財団法人鎌倉風致保存会等の関係者や国・県も加わりながら、緑地の確保と維持保全・管理に取り組みます。

市民・地域・事業者・滞在者とともに、特定外来生物の防除（捕獲への協力、餌付けの禁止）に取り組みます。

3-7 就労

目標とするまちの姿

就労支援や労働環境の整備により、誰もが安心して働くことができる環境の充実と経済的な安定が図られるとともに、鎌倉で働く魅力を発信することで、職住近接が実現し、ワーク・ライフ・バランスが整った豊かなライフスタイルを享受しているまち

主な取組

就労支援を行います

若年者、女性、高齢者、障害者等、それぞれの特性やライフステージに沿った様々な雇用の創出と就労支援を進めます。

労働環境を整備します

勤労者の労働相談や労働環境調査により、勤労者の実態を把握した上で、福利厚生への支援等、勤労者が働きやすい環境を整備するよう、市内企業へ働きかけます。

種々の働き方改革を進め、勤労者のライフスタイルにあう働き方につなげます。

技能の伝承を支援します

市内技能職者の育成や後継者の確保に向け、技能職者の地位及び技術水準の向上に寄与する支援を行います。

共創のパートナーと共創の取組

ハローワークや他自治体とともに、合同就職説明会や街頭労働相談を実施します。

湘南勤労者福祉サービスセンターとともに、中小企業で働く勤労者の福利厚生を整えます。

働き方改革を進める観点から、事業者とともに、テレワークの推進等による働きやすい環境の整備に取り組みます。

技能職団体とともに、技能職者の地位を向上させ、既存の労働環境を保護します。

3-8 農業

目標とするまちの姿

食の安全への意識が高まり、身近な畑で採れた生産者の顔が見える野菜に対する評価が高まり、都市農業の価値が見直される中で、着実に次代に引き継いでいける持続可能な農業経営が行われているまち

主な取組

安定的でかつ持続的な農業経営基盤を整えます

農業への理解の醸成に向け、親子農業体験等を通じた地域貢献や、市内農産物の周知を行います。また、鎌倉ブランドである「鎌倉やさい」の周知を行い、地産地消を推進します。

農地の適正な利用の推進に向け、農業委員会等と連携しながら、市内にある遊休農地の解消に向けた取組を進めます。

農業の担い手や後継者を確保します

新規就農者の受入れ体制を整え、担い手を確保するため、関係機関と連携した新規就農希望者等への支援を行います。

農産物のブランド化や6次産業化を促進します

鎌倉ブランドである「鎌倉やさい」の周知のほか、新たなブランドを立ち上げるため、農業者の理解を得ながら手法を整え、農産物のブランド力の強化と高付加価値化を推進します。

関係機関と連携し、可能な6次産業化を目指します。

環境と共存する農業を推進します

都市農地が持つ緑地空間の機能を生かしつつ、農地を保全し、有効に活用します。

環境保全型農業の一つでもある有機農業について、実施に向け、関係機関と協力し、研修等を行います。

共創のパートナーと共創の取組

市民やさがみ農業協同組合とともに、地産地消を推進します。

農業を振興するため、さがみ農業協同組合や国・県とともに、新規就農者・担い手へ農地をあっせんし、農地の集積・集約化及び農業者への助言や支援を行います。

持続可能な農業経営を実現するため、農業者とともに、慣行農業以外の農業に対する知見を高め、環境と共存する農業を推進します。

3-9 水産業

目標とするまちの姿

新鮮で安全な魚介類等が市民に安定的に供給される水産業本来の役割だけでなく、こどもの体験学習等、多面的な機能が発揮され、水産業が発展しているまち

主な取組

安定的かつ持続的な漁業経営基盤を整えます

鎌倉の漁業は少量で多様な水産物が獲れる反面、日々の漁獲によって品揃えが異なることを消費者に理解してもらいながら、地産地消を推進します。

全体的な漁獲量の拡大を目指し、漁業者が安心して活動できる漁港施設等の管理や、鎌倉地域の漁業の拠点となる漁業支援施設の整備により、漁業者の就労環境を改善します。

漁業の担い手や後継者を確保します

漁業就業の増加に向け、漁業就業に必要な環境を整備する等、包括的に支援します。

水産物のブランド化や6次産業化を促進します

水産物に付加価値を付けて販売し、新たな販路開拓や経営基盤の安定化につなげます。

6次産業化支援策として、水産物加工施設、販売施設等の初期投資に必要な資金調達や、商品開発、加工・販売を支援します。

環境と共存する水産業を推進します

沿岸漁業が継続的に発展できるよう、漁場機能の低下を防ぐため、魚介類や藻類が健全に生息する場の保全を図ります。

漁業資源の再生産に必要な不可欠な藻場の再生について、実施に向け、関係機関と協力し、研修等を行います。

共創のパートナーと共創の取組

市民や漁業組合とともに、地産地消を推進します。

水産業分野でも障害者の雇用創出につながる水福連携に取り組みます。

漁業者における操業中の海洋ごみの回収、処分等を行い、生態系や海洋環境を改善します。

漁業組合や国・県とともに、地域の特色にあった漁業支援施設を整備します。

3-10 商工業

目標とするまちの姿

創業、企業立地、中小企業等への経営支援、商店街の活性化及びものづくりの伝承により、商工業の振興が図られるとともに、働く場が確保されることで、職住近接が実現し、誰もがワーク・ライフ・バランスが整った豊かなライフスタイルを享受しているまち

主な取組

創業及び企業立地を支援します

市内在住の起業家のすそ野を広げることを目指し、起業家や関係団体との連携のもと、市内での起業を支援します。

製造業、情報通信業、宿泊業及び自然科学研究所の立地を促進するほか、既存企業が市内で安定して操業できるよう、設備投資等の事業拡大を支援します。

中小企業等の経営を支援します

中小企業等の持続的な発展及び振興を図るため、安定的な事業経営、雇用の確保及び新規事業の展開に向けた支援を行います。

商店街の活性化を支援します

商店街の持つ課題解決に向けた支援を継続することで、商店街が潤い、雇用が安定し、活性化につながる好循環をつくります。

ものづくりの伝承を支援します

市内唯一の伝統的工芸品である鎌倉彫の出荷額を上げるための取組を進めます。

共創のパートナーと共創の取組

市の創業支援に加え、鎌倉商工会議所等との連携により、市内での起業の実現を支援するとともに、神奈川県企業誘致促進協議会との連携により、企業誘致に取り組みます。

市内金融機関とともに、事業者への融資や事業所の開設、経営安定に向けた支援に取り組みます。

鎌倉商工会議所とともに、中小企業等の経営に資する鎌倉発商品について、その価値を高め、市民や観光客への周知・販売につなげます。

鎌倉市商店街連合会や各商店街団体とともに、商店街の基盤整備や賑わいの創出に取り組みます。

伝統鎌倉彫事業協同組合とともに、鎌倉彫の需要開拓、販路拡大、後継者育成等に取り組み、鎌倉彫産業を振興します。

3-11 観光

目標とするまちの姿

鎌倉の持つ様々な魅力や価値が世界に誇る貴重な財産であることを認識し、観光に関わるあらゆる主体が連携・協力して、持続可能な観光の仕組みを構築し、誰もが「住んでよかった・訪れてよかった」と思える成熟した観光都市となっているまち

主な取組

市民生活と観光振興の調和を図り、観光がもたらす豊かさの実感につなげます

市民が観光振興の経済的・社会的恩恵を共有できるよう、ソフト・ハード両面からの対策を進めます。また、観光がもたらす豊かさを実感できるよう、観光に係る受益者負担の仕組みを導入します。

責任ある観光（レスポンシブルツーリズム）に基づく観光体制を構築します。

誰もが快適に過ごせる受入れ環境を整備します

誰もが快適に過ごすことができるよう、観光施設、観光案内板等の整備を進めます。

観光客が適切な行動をとれるよう、災害時の情報を提供します。

観光課題への対策として、分散型観光や宿泊型観光を推進します。

人財育成・連携体制づくりを進めます

歴史的・文化的資源を活かした持続可能な観光を次代につなげるため、観光に携わる人財の育成や地域が一体となった連携体制づくりを行います。

多様な資源を活用した観光コンテンツの整備を進めます

市民が観光資源の価値を再認識し、誇りに感じ、観光客が来鎌による満足度を向上できるよう、既存の観光資源を保全し、整備し、磨き上げ、また、新たな観光資源を開発し、活用することで、鎌倉の魅力や価値をさらに発信します。

共創のパートナーと共創の取組

市民・地域・鎌倉藤沢観光協議会等の関係者・事業者・他行政機関とともに、観光客を受け入れ続けられる体制と環境の整備を進めます。

市民活動団体・鎌倉市観光協会等の関係者・事業者とともに、観光サービスを提供します。

観光客・マスコミ各社とともに、責任のある観光の実現に向け、必要で適切な情報の共有と発信に取り組みます。

3-12 交通安全

目標とするまちの姿

交通安全に対する意識の高まりと安全な交通環境の整備により、誰もが安全で快適に移動しているまち

主な取組

交通安全意識を向上させます

幼児、児童、生徒を中心とした各種交通安全教育の実施等を通じて、交通ルールやマナーを周知し、啓発につなげます。

道路管理者・交通管理者・学校関係者と連携し、通学路を中心とした交通安全対策を進めます。

良好な自転車利用環境を確保します

良好な自転車利用環境を確保するため、適切な自転車利用の啓発、放置自転車への適切な対処及び市内の自転車等駐車場の需要の把握による施設の管理を行います。

共創のパートナーと共創の取組

交通安全協会・道路管理者・交通管理者他とともに、安全な交通環境を整えます。

市民・観光客とともに、安全で快適な交通環境を創出・維持するため、適切な交通ルールや自転車利用を学びます。

3-13 移動交通

目標とするまちの姿

市民に必要な移動環境の構築と自動車利用の抑制により、快適な交通環境が実現しているまち

主な取組

地域公共交通の利便性を確保します

地域公共交通の活性化を図るため、交通事業者等と連携して、地域公共交通の維持に取り組みます。

交通環境を改善させるため、交通が不便な地域における移動手段の確保やユニバーサルなモビリティの導入を進めます。

道路交通体系を整備します

本市を取り巻く広域的な交通環境の変化を加味したまちの賑わいを支える交通体系の整備に取り組みます。

「鎌倉市交通マスタープラン」及び地域公共交通の活性化に資する計画に基づき、道路管理者等と連携し、道路環境の整備や環境にも配慮しながら、交通需要管理に応じた取組を進めます。

歩行者空間の確保、歩行者ネットワークの整備等、市民が歩きやすい環境整備を推進します。

共創のパートナーと共創の取組

公共交通の利用主体である地域住民や既存のサービスを提供している交通事業者とともに、地域公共交通の利便性の確保に取り組みます。

道路管理者や交通管理者とともに、さらなる道路交通体系の整備に取り組みます。

3-14 消防

目標とするまちの姿

多様な災害リスクに備えた消防施設の機能が整備され、市民の防火・防災意識がさらに高まった、災害に強く、誰もが安心して暮らすまち

主な取組

消防施設の適正配置を進めます

消防救急活動の効率化・迅速化を目指し、消防施設の新設、改修、統廃合等、消防団器具置場も含めた消防施設の適正配置を進めます。

エネルギーの効率化の高い施設を導入する等、環境に配慮した消防活動に取り組みます。

民間協力による救急体制を強化します

情報管理体制の高度化・デジタル化による医療機関との傷病者情報の一元管理を進めます。

救急体制の民間協力の強化に向け、救急技術や知識の普及啓発、企業や学校への応急手当普及員の配置等に取り組みます。

防火に関する分かりやすい情報を発信します

市民等の防火意識の向上のため、市ホームページ、SNS 等を利用して、分かりやすく情報を発信します。

高齢者が居住する住宅等を対象にした家庭内事故防止指導等を展開します。

共創のパートナーと共創の取組

市民・医療機関・企業・学校とともに、傷病者対応における協力体制を強化します。

3-15 歴史

目標とするまちの姿

鎌倉特有の歴史遺産・文化遺産の保存、調査研究、公開活用が進み、市民や来訪者がこれらの価値や魅力を理解し、親しんでいるまち

主な取組

文化財保護に向けた調査研究・保存修理及び環境整備を行います

文化財の価値を明らかにするため、これらの状態把握調査や研究を進めます。

文化財の指定や登録、修理、整備等を行い、適切に保護します。

文化財の適切な保存・活用を進めるため、専門的な人材を育成し、展示・収蔵環境を確保します。

史跡保護に必要な環境整備を行います

市民や来訪者が史跡の歴史的・文化的価値を理解し、親しめるよう、史跡の保護のための公有地化や適切な維持管理及び整備を行います。

鎌倉特有の歴史遺産・文化遺産を守り伝えます

市民や来訪者が世界に誇る鎌倉特有の歴史遺産・文化遺産に親しみを感じ、その価値や魅力、保護の必要性について理解を深め、後世に守り伝えていけるよう、世界遺産登録も視野に入れ、文化財の公開活用や日本遺産事業を進めます。

「歴史的風致維持向上計画」を推進します

本市の歴史的な遺産や資源・伝統を反映した人々の営みや生活を活かしたまちづくりを進めます。

鎌倉市にふさわしい博物館の仕組みを構築します

鎌倉国宝館及び鎌倉歴史文化交流館を核として、市内に所在する豊富な文化財や歴史遺産をつなぎ、鎌倉のまち全体を博物館とする（仮称）鎌倉ミュージアムを構築し、教育、観光等の面からも、文化財や歴史遺産の積極的な公開及び情報発信を行います。

共創のパートナーと共創の取組

文化財所有者・事業者・国・県他とともに、それぞれの役割に応じた歴史遺産・文化遺産の整備・管理を行います。

文化財所有者による歴史遺産・文化遺産の日常的な維持管理だけでなく、市民・市民活動団体による清掃等の維持管理を行います。

文化財所有者による歴史遺産・文化遺産の公開活用だけでなく、市民・地域・市民活動団体・事業者・滞在者と一緒になった価値・魅力の情報発信、これにつながる学校等と連携した地域の宝の掘り起こしを行います。

まちの共創

4-1 都市空間

目標とするまちの姿

地域の個性を生かした、住みやすく活力あるまちづくりが進められているまち

主な取組

地域特性に応じた土地利用を誘導します

都市計画の目標を示した「鎌倉市都市マスタープラン」と「鎌倉市立地適正化計画」に基づく将来都市構造の実現に向けた取組を推進します。

大規模開発において適切な土地利用へ誘導します

大規模開発を契機とする事業者からの相談対応等において、開発事業者へ市の土地利用方針を伝える環境を整備し、適切な土地利用への誘導を図ります。

市民主体のまちづくりを推進します

市民活動の支援制度を整備し、地域レベルのまちづくり計画の策定等、市民がまちづくりに参画できる環境を整えます。

共創のパートナーと共創の取組

まちづくりの主体として、市民・市民主体の地域コミュニティとともに、まちづくり計画を策定します。

企業・事業者により市の施策を共有し、積極的に実施する事業に反映してもらうよう、情報を共有します。

4-2 道路

目標とするまちの姿

道路施設が人や地域をつなぐまちの骨格をつくり、人の移動やモノの輸送を支えることで、豊かな暮らしや安全で安心できる環境を創出しているまち

主な取組

誰もが安心して通行できる道路を確保します

市民や観光客が安全・快適に移動でき、輸送が円滑になり、経済活動が活発になるよう、優先順位を考慮した道路施設の維持管理を行います。

国・県と連絡調整を行い、都市計画道路を含む国道・県道の整備に協力します。

災害時においても道路機能を維持します

災害時にも市民等の安全が確保されるよう、道路機能を維持する体制を整え、道路施設の強靱化を推進します。

歩行空間の確保及びバリアフリー化に取り組めます

歩道の拡幅、段差の解消等、道路のバリアフリー化を進めます。

「鎌倉市無電柱化推進計画」に基づき、災害時も視野に入れ、近隣住民の理解を得ながら、無電柱化の事業化を目指します。

共創のパートナーと共創の取組

市民とともに、道路の劣化・不具合の発見に努めます。また、道路に対する理解を深めます。

電気通信事業者とともに、無電柱化を推進します。また、無電柱化事業において積極的に協働します。

国・県とともに、事業の積極的な広報を行い、「かながわのみちづくり計画」を着実に推進します。

4-3 河川

目標とするまちの姿

浸水被害が軽減し、河川環境が保たれているまち

主な取組

河川の維持管理及び整備を行います

河川維持管理業務（浚渫及び除草・枝払い）を継続的にを行います。

局所的な豪雨等による浸水被害を軽減させます。

豪雨時の迅速な災害予防対策として、河川の状況が把握できる情報を提供します。

共創のパートナーと共創の取組

市民の高まる防災意識に応えることで、自助・公助の役割を明確にし、迅速な災害予防対策を図ります。

4-4 緑地

目標とするまちの姿

市の主体的な維持管理に加えて、市民の自主的な活動等を通じて、緑地が良好に維持され、また、市街地の緑化が進められることで、緑の機能が十分に発揮され、快適かつ災害に強い都市環境が保全されているまち

主な取組

広域的な緑地保全を推進します

国・県・市が協力しながら、広域的な緑地である特別緑地保全地区を指定するとともに、「都市緑地法」に基づき、緑地を買い入れます。

市街地における緑化活動や緑の保全活動を推進します

市民との連携による市街地の緑の環境づくりを推進するため、緑化啓発を進め、かつ、緑地の保全や維持管理を進めます。

良好な緑地環境を維持し、市が保有する緑の質を向上します

災害を未然に防ぐため、市有緑地内における樹木の枝払いや伐採、斜面地対策工事等を実施します。

落石防護柵等の管理施設を修繕し、また、更新します。

共創のパートナーと共創の取組

市民・市民活動団体・土地所有者とともに、緑化の推進、緑の質の向上に取り組み、ボランティアの協力を得ながら、市有緑地の維持管理を行います。

公益財団法人鎌倉風致保存会・公益財団法人鎌倉市公園協会とともに、幅広い市民が参加できる緑に関する講座、イベント等、学習機会を提供します。

国・県とともに、広域的に緑地を保全します。

4-5 風致景観

目標とするまちの姿

地域環境や周辺のまち並みを踏まえて形成された魅力的な都市景観の豊かさを視覚的に認識でき、国指定史跡や歴史的風土保存区域内の枢要な地域の歴史的遺産と自然的環境が恒久的に保存されているまち

主な取組

良好な都市景観を形成します

一定規模以上の建築物等における景観配慮協議や、景観地区内における建築物の認定を行うとともに、市民等の目に触れる屋外広告物等の適正な誘導により、まち並みと調和した景観を形成します。

地域固有の景観資源を保存し、活用します

地域の景観資源であり、ランドマークとなる歴史的にも市民に愛される建築物を、景観重要建築物等に指定する等、保存し、活用します。

良好な風致を維持し、歴史的風土を保存します

「鎌倉市風致地区条例」の運用により、ゆとりと潤いのあるまち並みを形成します。

「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」に定める歴史的風土特別保存地区内の行為について制限をかけ、許可を行うこと等により、山稜部の風致を維持します。そして、より一層の維持・保存に向け、指定区域を拡大します。

共創のパートナーと共創の取組

事業者の各種法令に基づく手続・基準の順守により、景観等を保全します。

市民等で構成される景観形成協議会が主体となり、地域の景観づくりを推進します。

「景観法」に基づく団体である景観整備機構による景観づくりの技術的な支援を行います。

4-6 海浜

目標とするまちの姿

保全された海浜環境において、安全への対策・配慮が徹底された中で、市民のスポーツ、レジャー等が振興し、文化・学習・地域活性化の機会が創出されているまち

主な取組

海浜の環境を良好に維持し、保全します

きれいな海岸を維持するため、県と連携した漂着ごみの清掃、污水排水に関する整備を行います。

多くの市民等が親しみをもちながら海浜を利活用できる環境を整えます

誰もが安全に楽しめる海浜環境であり続けるよう、海浜の防犯に努めます。

海に関する学びを通じて、自然・歴史・文化を理解し、海浜についての関心を高めます。

地域の活性化につながるよう、海岸でのイベント等を通じて、交流や経済活動の機会や場等を増やします。

共創のパートナーと共創の取組

市民・地域・市民活動団体・かながわ海岸美化財団等の関係者・事業者・滞在者・他行政機関とともに、クリーンアップ、アダプトプログラム等の清掃活動への積極的な参加や実施、ごみを出さない生活、事業活動を行います。

4-7 都市拠点

目標とするまちの姿

鎌倉駅周辺・深沢地域・大船駅周辺において、それぞれ特徴のある拠点として、まちづくりが進められることで、鎌倉の新しい価値と魅力が創造されているまち

主な取組

鎌倉駅周辺地域の快適な空間を創出します

市民、来訪者等が共存できる空間の確保に向け、古都中心市街地である鎌倉駅周辺のまちづくりの方針に基づき、適切な開発の誘導や整備に取り組みます。

市庁舎現在地の利活用について、市民理解を深めながら進めます。

深沢地域のまちづくりを進めます

深沢地域の土地区画整理事業や（仮称）村岡新駅の設置について、近隣自治体・関係機関と協力・連携して進めます。あわせて、事業区域周辺の道路整備計画に基づき、周辺交通環境を整備します。

市役所新庁舎の整備について、市民理解を深めながら進めます。

産官学民の連携による大船駅周辺のビジョンを示します

大船駅東口再開発事業に関する取組に関し、市民等と意見交換を行うとともに、社会状況の変化を踏まえ、大船駅東口駅前の整備のあり方を見いだします。

大船駅周辺については、地域住民、沿道企業、大学等による産官学民連携を行いながら、まちづくりを進めます。

共創のパートナーと共創の取組

市民・地域とともに、駅周辺整備や新しいまちづくりをつくり上げていきます。

市民とともに、市役所新庁舎整備や市庁舎現在地利活用についてもつくり上げていきます。

それぞれの地域に関わる独立行政法人等の関係者・企業・事業者・近隣自治体とともに、まちづくりについての連携を深めていきます。

4-8 下水道

目標とするまちの姿

安定した下水処理に向けた取組を通じて、良好な生活環境が確保され、海、川等の公共用水域の水質が良好に保たれているまち

主な取組

適切な維持管理により、下水道サービスを持続的に提供します

予防保全型管理の早期導入、投資額平準化のために策定した「鎌倉市下水道ストックマネジメント計画」に基づき、下水道の維持管理・補修更新に取り組みます。

下水道の機能やサービスを継続的に提供するため、官民連携（PPP／PFI 手法）・DX

の推進、投資・財政計画の策定・管理により、事業基盤を構築します。

住民の生命・財産や経済活動を守るための災害対策に取り組みます

住民の生命・財産や経済活動を守るため、大規模地震や津波、豪雨に強い下水道施設を整備し、これらの維持管理に取り組みます。

雨水管理総合計画に基づき、浸水被害の最小化を図るため、雨水幹線、雨水貯留浸透施設等のハード対策に加え、出水浸水想定区域図の公表等といったソフト対策を組み合わせた総合的な浸水対策を推進します。

共創のパートナーと共創の取組

民間企業のノウハウや創意工夫を活用した官民連携（PPP／PFI 手法）を進めます。

市民・事業者・滞在者による下水道の適正使用（油を流さない等）への協力を進め、理解を深めます。

4-9 公園

目標とするまちの姿

都市公園が市民等の憩いの場所として親しまれ、地域コミュニティの創出や防災、環境負荷の軽減等につながることで、安全で安心できる都市環境が形成されているまち

主な取組

都市環境の保全・創造に資する魅力的な都市公園を整備します

都市公園予定地の未取得地について用地取得に努めます。

都市公園予定地について、利用者の多様なニーズや特性に対応した整備を行います。

老朽化した公園施設を効果的・効率的に更新します

安全性を確保しつつ、ライフサイクルコストを縮減しながら、老朽化した公園施設を効率的に更新します。

地域の多様なニーズに対応する公園施設に改善します

市民の身近な交流活動の場となるよう、市民からの要望や地域のニーズに対応しながら、公園施設を更新し、改善します。

共創のパートナーと共創の取組

市民・地域・市民活動団体によるボランティアとともに、都市公園の維持管理を進めます。

4-10 住宅

目標とするまちの姿

住宅の確保に配慮が必要な世帯を含むすべての住民が、適切に管理された住宅で、それぞれのライフスタイルにあわせながら、安心して生活しているまち

主な取組

住宅確保要配慮者の住宅を確保します

住宅確保要配慮者が、継続的に安心して住み続けられる市営住宅の整備及び管理を行います。

住宅確保要配慮者の住宅確保における相談体制を整えます。

貸主側の住宅確保要配慮者への貸し出しを促進するため、貸主向けの支援制度が認知・理解される機会を創出します。

空き家所有者等に対する支援を行います

空き家所有者等が抱える相続、管理方法等の様々な問題の相談を受ける体制を整えます。

空き家を適切に管理していない所有者等に対しては、適切な管理を促す指導を行います。

共創のパートナーと共創の取組

居住支援協議会の会員とともに、積極的に会員内での情報共有等を行い、住宅確保要配慮者の住宅確保の支援を行います。

計画推進体制

市民自治

本市は昭和 48 年（1973 年）に、市民の参加と連携でつくる市民自治を目指して「鎌倉市民憲章」を制定し、まちづくりの基本となる方向性を定めました。また、平成 31 年（2019 年）には、市民活動のさらなる推進を図るため、「つながる鎌倉条例」を施行し、市民活動や協働をより一層推進することとしています。

地域のことは自らの力で解決しようとする市民力・地域力を生かした取組は、これまでも活発に行われてきており、今後も基本計画を推進するため、こうした取組の継続を目指します。

特に、核家族化、少子高齢化、ライフスタイルの変化・多様化等による地域コミュニティの関係変化（希薄化）への対策や、先駆性・専門性・柔軟性を持つ市民活動団体等と市による協働事業の推進に向け、目標や現状と課題を踏まえた取組について示します。

5-1 コミュニティ

目標とするまちの姿

地域に誇りと愛着を持った多様な主体が、参加・協力してまちづくりに取り組む等、持続可能な地域コミュニティが市内の多くで活動しているまち

主な取組

自治会町内会への加入を促進します

多様な世代が自治会町内会に関心を抱き、積極的に参加しやすくなるような環境を整えます。

市民活動への住民参加を促進します

住民相互の連帯意識の高揚を図るため、地域活動を周知し、啓発します。

地域コミュニティ活動を支援します

新たな担い手の発掘・育成や、若い世代等の参加促進に向け、地域コミュニティ組織の運営の効率化や負担軽減を図ります。

5-2 協働

目標とするまちの姿

市及び市民活動団体等が共通の目的を実現するため、協議によって、それぞれが果たすべき役割・責任を自覚し、相互に補完し、協力し、相乗効果をあげながら、社会課題や地域課題を解決しているまち

主な取組

協働事業を行う市民活動団体への伴走支援を行います

市民活動団体との協働や市民活動団体への委託の受注機会を増やすため、市から受注を受けるための手段、流れ等を周知する等、市民活動団体を支援します。

協働事業を評価・検証します

第三者（市民活動推進委員会）も含めた評価・検証のための組織を設立し、協働事業に取り組もうとした経過（プロセス）や取組結果について、評価・検証します。

市職員の意識向上を図ります

政策的観点から、協働の必要性や有用性、協働の実現に向けたマネジメントの理解を深める研修を実施するほか、協働とは何かを学ぶ入門講義と体験研修を実施します。

市政基本運営

市政運営は幅広く、そして多岐に渡ります。その中には、法定受託事務のように法律で定められている事務（税、戸籍・住基、選挙等）、基礎自治体として実施しなければならない事務（議会事務、市民相談等）、市役所という組織を運営するための事務（総務、契約、会計、監査等）等も含まれます。

計画推進の前提として、引き続き、これらの事務に着実に取り組むとともに、計画推進に当たって特に重要な施策について、目標や現状と課題を踏まえた取組について示します。

5-3 人事

目標とするまちの姿

職員一人ひとりが組織の掲げるミッション・ビジョンを理解して自律的に行動し、自らの力を発揮することで、組織パフォーマンスが向上し、市民満足度が高まっているまち

主な取組

職員が能力を最大限に発揮できる人事戦略を進めます

多様な行政課題に即応するため、職員がやりがいを持って業務に取り組むことができるよう、職場環境の整備、キャリア形成に向けた支援等、時代の変化と職員のニーズに対応したサポートを行います。

高度化・複雑化する社会的要請や行政課題に対し、法令や先進事例といった知識を持って、職員が自律的に取り組むことができるよう、能力開発を支援します。

新しい働き方に合わせた環境を構築します

雇用形態の多様化や社会事情によって変化した働き方に合わせて、職員が各自のライフステージに応じた働き方ができる環境を構築します。

5-4 広報

目標とするまちの姿

市政情報等を、多様な媒体を介して正しく、分かりやすく伝えることにより、市政に対する理解が深まり、市民等の共創の意識が醸成されているまち

主な取組

多様な媒体を活用し、効果的な広報活動を行います

市民等に対して、最新の情報を発信するに当たり、内容や対象者に合わせた適切な媒体を活用した効果的な広報活動を行います。

「伝わる広報」の仕組みをつくります

市民等が情報を「見た」「読んだ」で終わるのではなく、市の取組への関心を高め、市民等の市政への参画につながる広報を戦略的に行うことができる仕組みをつくります。

市内外に分かりやすい情報発信を行います

住む場所、働く場所、学ぶ場所、訪れる場所、関わる場所等として、鎌倉市を希望される市内外の方に向け、魅力や資源をはじめとした鎌倉市の情報を発信します。

5-5 広聴

目標とするまちの姿

市民が様々な手法により、手軽に意見を行政に届けることで、市政への参画を実感しているまち

主な取組

世代や生活スタイルの多様化にあわせた広聴手法を整備します

デジタルツールの導入により、市民が世代や生活スタイルを問わず、行政への提案や要望を負担なく発信し、より市政へ参画できるよう、利便性の高い広聴手法を整えます。

行政と市民のコミュニケーションが可視化される環境を整備します

市民からの意見や要望を継続的に収集し、行政に寄せられた提案や要望に対する市の対応状況を可視化する仕組みを構築することで、市民がより市政への参画を実感できる環境を整備します。

5-6 財務

目標とするまちの姿

健全かつ計画的な財政運営により、市民ニーズ等に応えとともに、持続可能な自治体経営を展望しているまち

主な取組

将来負担に留意した財政運営を行います

行財政改革等によるコスト縮減と自主財源確保の取組をバランスよく進めます。
将来負担に留意した市債活用と基金運用に努め、かつ、さらなる歳入確保策としての寄附金収入の維持・拡大に向け、関係者の共感を得られる施策や周知に取り組みます。

5-7 行政経営

目標とするまちの姿

地域における総合的かつ計画的な行政運営を図り、限られた行政資源を効率的・効果的に運営することで、最小の経費で最大の効果を挙げながら、住民の福祉が増進されているまち

主な取組

経営的・戦略的に効果のある施策を立案し、推進します

これまでにないスピードで変化する社会事情を的確に捉え、時代に即した経営的視点を持ちながら、戦略的に市民ニーズ等に対応するため、成果（アウトカム）等を意識した施策立案や施策の優先順位付けを行います。

事業展開や財政状況にあわせた組織をつくり、必要な人員を配置することで、業務手法の見直し等をはじめとした効率的な市役所運営を行います。

様々な主体による都市経営を推進します

様々な分野の共通課題について、他自治体、関係者等と連携・協力し、都市経営を推進します。

産官学民連携により、それぞれの強みを活かしながら、都市経営の課題を解決します。

意思決定を効率化し、業務時間を創出します

業務効率化を進め、業務を進める上での意思決定のスピードを上げることで、新たな業務に着手する時間を創出し、職員にしかできないサービスを充実させます。

5-8 ファシリティマネジメント

目標とするまちの姿

市内全体にバランスよく配置された公共施設が総合的かつ計画的に維持管理され、また、社会基盤施設に求められる機能や役割がしっかりと果たされることで、公共の福祉の増進に寄与しているまち

主な取組

最適化された施設で適切なサービスを提供します

公共施設の保有量の最適化、施設の最有効活用・長寿命化を精査する上で、「施設と機能の分離」の視点からも精査し、配置した公共施設で、適切なサービスを提供します。

持続可能な施設運営体制を構築します

公共施設の日常点検やこまめな保守作業を行うことで、建物を長寿命化させます。

不要と考えられる施設については処分する等、安定した財政運営を可能とする公共施設の運営体制を構築します。

リスク評価に基づく社会基盤施設の維持管理を行います

道路・橋りょう・トンネル、河川・雨水調整池、公園・緑地、下水道等の施設が、求められる機能や役割を十分に果たせるよう、リスク評価に基づく維持管理を行います。

5-9 ICT

目標とするまちの姿

行政サービスのオンライン化が進み、市役所の手続・業務が効率化されることで、住民の利便性と職員の働きやすさが高まっているまち

主な取組

ICT ツールを活用し、市民の利便性向上に取り組みます

行政 DX により、オンライン申請等が可能となる環境や来庁が必要な場合におけるオンライン予約等の仕組みを構築することで、窓口の待ち時間の削減等をはじめとした市民の利便性向上や効率化を図ります。

職員の業務効率化と働き方改革を支える ICT 環境を整備します

行政 DX による有効な ICT ツールの導入やモバイルワーク等の柔軟な働き方を可能とする ICT 環境の整備を進めることで、職員の業務効率化や職員が時間と場所に囚われない働きやすい環境を構築します。

計画の推進に向けて

総論

市民や職員との対話を軸に策定を進めてきた「鎌倉ミライ共創プラン 2030」では、「まちづ

くりの基本方針」として、「個々の力・地域の力を発揮する共創社会の実現」を位置付けたことから、計画の推進を担う様々な主体が、それぞれの持てる力を発揮しながら、計画を推進します。

組織

鎌倉のまちが次代、そして、未来へと着実につながっていくよう、リーディングプロジェクト、横断的施策等を強力に推進する組織を構築するとともに、人財育成にも注力します。

進行管理

基本計画の進行管理は行政評価制度に基づき行いますが、今回の計画策定にあわせて評価制度も見直します。特に今回の計画では、ロジックモデルによる各施策の組み立てを行ったことを踏まえ、評価に当たり、目標と取組がロジカルに紐づいているかを確認するとともに、EBPM による取組と効果の関係を確認する等、客観的な視点で確認・評価できる手法の構築を目指します。

議案第 20 号

工事請負契約の変更について

令和 6 年（2024 年）11 月 15 日に工事請負契約を締結した鎌倉海岸
下水道排水設備等設置工事（第 1 工区）由比ガ浜海岸西ブロックに
ついて、次のとおり変更するものとする。

令和 7 年（2025 年）9 月 3 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 契約金額

(1) 当初の契約金額	136,510,000 円
(2) 令和 7 年（2025 年）5 月 13 日 変更契約による増額分	7,268,800 円
(3) 現 契 約 金 額	143,778,800 円
(4) 今回の変更による増額分	120,331,400 円
(5) 今回の変更後の契約金額	264,110,200 円

工 事 請 負 変 更 仮 契 約 書

工 事 名 称	鎌倉海岸下水道排水設備等設置工事（第 1 工区）由比ガ浜海岸西ブロック											
工 事 場 所	鎌倉市由比ガ浜四丁目地内											
工 期	工期の変更 令和 6 年（2024年）11月15日から 令和 8 年（2026年） 3 月19日まで											
請 負 代 金 額	■増額		¥	1	2	0	3	3	1	4	0	0
	□減額	うち取引に係る 消費税額及び地 方消費税額		¥	1	0	9	3	9	2	1	8
そ の 他	原契約書添付の「鎌倉市工事請負契約約款第40条における別表 1 及び別表 2 」を次のとおり変更し、本契約のほかは原契約書のとおりとする。											
本仮契約書は、鎌倉市議会の議決を経たとき本契約書に切り替わるものとする。この場合発注者は、議決された旨の通知書を受注者に送付する。												

令和6年（2024年）11月15日付けで契約を締結した工事請負契約について、上記のとおり変更し、本契約を証するため本書を電磁的に作成し、発注者及び受注者が合意を証する電磁的措置を執った上、双方保管するものとする。

令和7年(2025年)8月7日

発注者 鎌倉市御成町18番10号
鎌倉市
市長 松 尾 崇

受注者 藤沢市辻堂神台1－3－39 オザワビル8階
株式会社門倉組
代表取締役 松村 大輔

別表 1（第40条関係）

支払限度額	
令和 6 年度	51,800,000円
令和 7 年度	212,310,200円

別表 2（第40条関係）

出来高予定額	
令和 6 年度	51,800,000円
令和 7 年度	212,310,200円

議案第 21 号

不動産の取得について

山崎・台峯緑地用地を次のとおり取得するものとする。

令和 7 年（2025年） 9 月 3 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 取得土地

所 在 地 番	地 目	公 簿 面 積	取 得 面 積
鎌倉市山崎字倉久保2367番	田	231.00㎡	231.00㎡
鎌倉市山崎字倉久保2368番	田	36.00㎡	36.00㎡
鎌倉市山崎字倉久保2369番	田	168.00㎡	168.00㎡
鎌倉市山崎字倉久保2370番	田	175.00㎡	175.00㎡
鎌倉市山崎字倉久保2379番	畑	1,001.00㎡	1,001.00㎡
合 計		1,611.00㎡	1,611.00㎡

2 取得価格	45,108,000円
--------	-------------

3 所有者

議案第 22 号

指 定 管 理 者 の 指 定 に つ い て

放課後子どもひろばふかさわ等の指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 7 年（2025年） 9 月 3 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 公の施設の名称

放課後子どもひろばふかさわ・鎌倉市ふかさわ子どもの家「すずめ」

放課後子どもひろばたまなわ・鎌倉市たまなわ子どもの家「うさぎ」

放課後子どもひろばせきや・鎌倉市せきや子どもの家「やまゆり」

2 指定管理者となる団体

東京都文京区小石川五丁目 2 番 2 号

株式会社明日香

代表取締役 萩 野 吉 俗

3 指定の期間

令和 8 年（2026 年） 4 月 1 日から令和 13 年（2031 年） 3 月 31 日まで

議案第 23 号

指 定 管 理 者 の 指 定 に つ い て

鎌倉市児童発達支援センターあおぞら園の指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和 7 年（2025年） 9 月 3 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 公の施設の名称

鎌倉市児童発達支援センターあおぞら園

2 指定管理者となる団体

大和市柳橋五丁目 3 番地 1

社会福祉法人県央福祉会

理事長 柴 田 琢

3 指定の期間

令和 8 年（2026年） 4 月 1 日から令和13年（2031年） 3 月 31日
まで

議案第 24 号

市有地管理に起因する事故による市の義務に
属する損害賠償の額の決定について

令和 5 年（2023年）4 月 7 日及び令和 6 年（2024年）11月24日、
鎌倉市梶原四丁目1570番先で発生した市有地管理に起因する事故に
係る損害賠償の額を次のとおり定める。

令和 7 年（2025年）9 月 3 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|----------|--|
| 1 | 損害賠償の額 | 1,061,153円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | 鎌倉市梶原五丁目2番1号
鎌倉グリーンハイツ管理組合
理事長 佐藤 虎男 |

議案第 25 号

市有地管理に起因する事故による市の義務に
属する損害賠償の額の決定について

令和6年（2024年）11月24日、鎌倉市梶原四丁目1570番先で発生した市有地管理に起因する事故に係る損害賠償の額を次のとおり定める。

令和 7 年（2025年） 9 月 3 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|--------|----------|
| 1 | 損害賠償の額 | 217,340円 |
|---|--------|----------|

- ## 2 損害賠償の相手方

議案第 26 号

学校業務の遂行に起因する事故による市の義務に
属する損害賠償の額の決定について

令和 7 年（2025 年）5 月 18 日、鎌倉市立御成中学校で発生した学校業務の遂行に起因する事故に係る損害賠償の額を次のとおり定める。

令和 7 年（2025年）9 月 3 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|--------|---------|
| 1 | 損害賠償の額 | 52,250円 |
|---|--------|---------|

- ## 2 損害賠償の相手方

議案第 27 号

学校業務の遂行に起因する事故による市の義務に
属する損害賠償の額の決定について

令和 7 年（2025 年）5 月 22 日、鎌倉市立大船小学校で発生した学校業務の遂行に起因する事故に係る損害賠償の額を次のとおり定める。

令和 7 年（2025年） 9 月 3 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|--------|----------|
| 1 | 損害賠償の額 | 116,985円 |
|---|--------|----------|

- ## 2 損害賠償の相手方

- 議案第 28 号 令和 6 年度鎌倉市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 29 号 令和 6 年度鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 30 号 令和 6 年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 31 号 令和 6 年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 32 号 令和 6 年度鎌倉市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 33 号 令和 6 年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

上記の令和 6 年度鎌倉市一般会計及び特別会計歳入歳出決算を別添の附属書類及び監査委員の意見を付けて、地方自治法第233条第3項の規定により、市議会の認定に付する。

令和 7 年（2025年） 9 月 3 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

「参考」

本議案に添付する書類

- 1 決算書
- 2 附属書類（令和 6 年度鎌倉市歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書）
- 3 施策の成果報告書
- 4 監査委員の決算等審査意見書

議案第 34 号

令和 6 年度鎌倉市下水道事業会計剰余金の
処分及び決算の認定について

令和 6 年度鎌倉市下水道事業会計剰余金を剰余金処分計算書(案)のとおり処分することについて、地方公営企業法第32条第 2 項の規定により議会の議決を求めるとともに、令和 6 年度鎌倉市下水道事業会計決算を別添の財務書類等及び監査委員の意見を付けて、同法第30条第 4 項の規定により、市議会の認定に付する。

令和 7 年（2025年） 9 月 3 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

「参考」

本議案に添付する書類

- 1 決算報告書
- 2 財務書類（損益計算書、剰余金計算書、貸借対照表）
- 3 剰余金処分計算書（案）
- 4 令和 6 年度鎌倉市下水道事業報告書
- 5 監査委員の鎌倉市下水道事業会計決算審査意見書

議案第 35 号

鎌倉市職場のハラスメントの防止等
に関する条例の制定について

鎌倉市職場のハラスメントの防止等に関する条例を次のように定める。

令和 7 年（2025年） 9 月 3 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

職員等が快適に働くことができる職場環境及び品位のある公務の遂行を確保することで、市民からの信頼をより得られるような市政運営を実現するため、職場におけるハラスメントを防止し、及び排除することを目指し、必要な事項を定めるものである。

鎌倉市職場のハラスメントの防止等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、鎌倉市の職場におけるハラスメントを防止し、及び排除することにより、市長等及び職員等一人一人が尊重され、健全で風通しの良い関係を構築し、快適に働くことができる職場環境及び品位のある公務の遂行を確保することで、市民からの信頼をより得られるような市政運営を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市長等 市長、副市長及び教育長をいう。
- (2) 職員等 鎌倉市に勤務する者であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員

イ 市の各機関を役務の提供先とする派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。）

- (3) 職場 市長等及び職員等がその職務を遂行する場所（出張先その他市長等及び職員等が通常業務を遂行する場所以外で実質的に職場と同視すべき場所等を含む。）をいう。

- (4) ハラスメント 市長等及び職員等により行われる次に掲げるものをいう。

ア セクシュアル・ハラスメント 他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の職員等を不快にさせる職場外における性的な言動をいう。

イ パワー・ハラスメント 職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、職員等に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、職員等の人格若しくは尊厳を害し、又は職員等の職場環境を害することをいう。

ウ 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント 職場における次に掲げるものをいう。

- (ア) 職員等に対する次に掲げる事由に関する言動により当該職員等の職場環境が害されること。

a 妊娠したこと。

- b 出産したこと。
- c 妊娠又は出産に起因する症状により勤務することができないこと若しくはできなかったこと又は能率が低下したこと。
- d 不妊治療を受けること。

(イ) 職員等に対する妊娠、出産、育児、介護若しくは不妊治療に係る通院等に関する制度又は措置の利用に関する言動により当該職員等の職場環境が害されること。

エ その他のハラスメント アからウまでに掲げるもののほか、職場において行われる業務上の適正な範囲を超えて、人格及び尊厳を侵害する言動により、職員等に精神的若しくは肉体的苦痛を与え、又は職場環境を害することをいう。

(5) セクシュアル・ハラスメントに起因する問題 セクシュアル・ハラスメントに起因して職員等の職場環境が害され、又は職員等に不利益が生じることをいう。

(市長の責務)

第3条 市長は、職員等がその能力を十分発揮できる職場環境を確保するため、ハラスメントの防止及び排除に努め、ハラスメントに係る研修、相談及び調査等に関する体制を整備するとともに、ハラスメントが行われた場合又はセクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、必要な措置を迅速かつ適正に講じなければならない。

(職員等を管理監督する立場にある者の責務)

第4条 職員等を管理監督する立場にある者は、良好な職場環境を確保するため、日常の勤務を通じた指導等によりハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントが行われた場合又はセクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適正に対処しなければならない。

(市長等及び職員等の責務)

第5条 市長等及び職員等は、職位及び職責にかかわらず、お互いの人格を尊重し、ハラスメントをしてはならない。

2 市長等及び職員等は、市民、市議会議員その他職務に従事する際に接することとなる者に対しても、ハラスメントをしてはならない。

(相談)

第6条 市長は、職員等から職場におけるハラスメントに関する相談を受け付けるため、市役所に相談窓口を設置する。

2 市長は、前項に定めるもののほか、市役所以外の場所に相談窓口を設置し、

ハラスメントに関する相談を受ける者（以下「相談専門員」という。）を置く。

3 相談専門員は、相談事項について公平で中立な立場で適切に職務を遂行することができる者のうちから、市長が委嘱する。

4 職員等は、第1項に規定する相談窓口を所管する課の職員又は相談専門員（以下「相談専門員等」という。）に相談を行うことができる。

（調査）

第7条 相談専門員等は、前条第4項の相談について調査が必要であると認めるときは、前条第4項の規定により相談を行った職員等（以下「相談者」という。）の意向に配慮した上で、事情聴取その他必要な調査を行うものとする。この場合において、相談者並びに関係する市長等及び職員等（以下「関係者」という。）の人権が不当に侵害されることのないようにしなければならない。

2 関係者は、調査に協力するとともに、調査の状況等を他に漏らしてはならない。

（調査結果に対する措置等）

第8条 市長は、前条の調査により、ハラスメントの事実が確認された場合は、人事上の措置その他問題解決に必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、前条の調査により、市長等によるハラスメントの事実が確認された場合は、当該ハラスメントを行った市長等の氏名及び事案の概要を公表するものとする。

（不利益取扱いの禁止）

第9条 市長等及び職員等は、相談者が相談を行ったこと又は関係者が調査に協力したことを理由として当該相談者又は当該関係者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。

（秘密保持義務）

第10条 相談専門員等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項本文の規定にかかわらず、相談専門員等は、調査に必要がある場合その他の合理的な理由がある場合であって、相談者の同意があるときは、相談者が特定される情報を相談者が指定した者に提供することができる。

（その他の事項）

第11条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 36 号

鎌倉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に
関する基準を定める条例の制定について

鎌倉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例を次のように定める。

令和 7 年（2025年） 9 月 3 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

令和 8 年 4 月 1 日から乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を実施するにあたり、設備及び運営に関する基準等を定めるものである。

鎌倉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例

目次

第1章 総則（第1条—第19条）

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則（第20条）

第2節 一般型乳児等通園支援事業（第21条—第24条）

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第25条・第26条）

第3章 雑則（第27条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）

第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（最低基準の目的）

第2条 この条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者との面談及び当該保護者に対する援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第3条 市長は、鎌倉市児童福祉審議会条例（昭和53年4月条例第2号）第1条の規定により設置された鎌倉市児童福祉審議会の意見を聴き、乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、乳児等通園支援事業の設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と乳児等通園支援事業者）

第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、乳児等通園支援

事業の設備及び運営を向上させなければならない。

- 2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(一般原則)

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、自ら提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常に提供する乳児等通園支援の質の改善を図るよう努めなければならない。
- 5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- 6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(非常災害対策)

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練(次項の訓練を除く。)をするように努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検並びに職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含む乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画

に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項の規定による所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（職員の一般的条件）

第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

（職員の知識及び技能の向上等）

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児

等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の防止)

第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所に必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員

- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

- 2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。
- 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいい、居宅訪問型保育事業

を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階に設ける建物は次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次の各号に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段
		2 屋外階段

	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該

床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(7) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(4) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

(職員)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一の一般型乳児等通園支援事業所につき2人を下回ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であつて、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育

所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

- (2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

（乳児等通園支援の内容）

第23条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

（保護者との連絡）

第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡を取り、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得よう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

（設備及び職員の基準）

第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第5号）（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園の要件を定める条例（平成18年神奈川県条例第65号）
- (3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年神奈川県条例第52号）
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 鎌倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年10月条例第19号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

（準用）

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について

準用する。この場合において、これらの規定中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」と読み替えるものとする。

第3章 雑則

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 37 号

鎌倉市議会議員及び鎌倉市長の選挙における選挙運動
の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

鎌倉市議会議員及び鎌倉市長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年（2025年） 9 月 3 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

公職選挙法施行令の一部改正に準じ、鎌倉市議会議員及び鎌倉市
長の選挙運動の公費負担の限度額を引き上げるものである。

鎌倉市議会議員及び鎌倉市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

鎌倉市議会議員及び鎌倉市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成19年6月条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条及び第8条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第11条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の鎌倉市議会議員及び鎌倉市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、施行日以後にその期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第 38 号

鎌倉市職員の育児休業等に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年（2025年） 9 月 3 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、部分休業制度の拡充を図るため必要な規定の整備を行うものである。

鎌倉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

鎌倉市職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月条例第12号）の一部を次のように改正する。

第8条の2中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く」の次に「。次条及び第10条において同じ」を加える。

第9条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業の承認は、勤務時間条例第3条第6項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて」を「法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第2項中「職員」の次に「（非常勤職員を除く。）」を加え、「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第9条の2 法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合にあって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合にあって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第9条の3 法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第9条の4 法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分
- (2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗

じて得た時間

(法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第9条の5 法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第10条に見出しとして「(部分休業をしている職員の給与の取扱い)」を付し、同条中「部分休業」を「法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第11条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第11条 法第19条第6項において準用する法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における同条第1項に規定する部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の第9条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

議案第 39 号

鎌倉市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年（2025年） 9 月 3 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

鎌倉市いじめに関する調査委員会委員及び鎌倉市いじめ問題再調査委員会委員の報酬の額を改めるものである。

鎌倉市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

鎌倉市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年4月条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表中

法令又は条例に定める附属機関の委員及び諮問機関の委員（法令により報酬を支給しない委員並びに情報公開・個人情報保護審査会、介護認定審査会、障害者介護給付費等の支給に関する審査会、就学支援委員会及び教科用図書採択検討委員会の委員を除く。）	日額	長 12,000円以内 委員10,000円以内	を
監査専門委員	日額	17,000円	

いじめに関する調査委員会及びいじめ問題再調査委員会の委員	日額	10,000円（1時間を超えて調査審議を行った場合には、10,000円に、その超えた時間30分につき5,000円を加算して得た額）	に
法令又は条例に定める附属機関の委員及び諮問機関の委員（法令により報酬を支給しない委員並びに情報公開・個人情報保護審査会、介護認定審査会、障害者介護給付費等の支給に関する審査会、就学支援委員会、教科用図書採択検討委員会、いじめに関する調査委員会及びいじめ問題再調査委員会の委員を除く。）	同	長 12,000円以内 委員10,000円以内	
監査専門委員	同	17,000円	

改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 40 号

鎌倉市市税条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年（2025年） 9 月 3 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

地方税法に規定される入湯税を課税するため、必要な規定の整備を行うものである。

鎌倉市市税条例の一部を改正する条例

鎌倉市市税条例（平成27年12月条例第27号）の一部を次のように改正する。

第54条第1号を次のように改める。

(1) 12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

第54条第2号中「共同浴場」の次に「(市長が定めるものに限る。)」を加え、同条第3号中「入湯料金」の次に「(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)」を加え、「除く。に」の次に「おいて宿泊を伴わないで」を加え、同条に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる者のほか、市長が特別な理由があると認める者

第54条を第54条の2とし、第3章第1節中同条の前に次の1条を加える。

(入湯税の納税義務者等)

第54条 入湯税は、法第701条の規定に基づき、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課する。

2 鉱泉浴場が設置された宿泊施設においては、原則として、宿泊者を入湯客とみなし、入湯税を課するものとする。ただし、個々の宿泊客の入湯の有無を把握できる場合は、入湯していない者に対しては入湯税を課さない。

第56条第1項中「経営者」の次に「その他入湯税の徴収について便宜を有する者で市長の指定するもの」を加え、同条第3項中「毎月末日」を「毎月15日」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第1項の特別徴収義務者は、規則で定める要件に該当する者として規則で定めるところにより市長の承認を受けた場合には、前項の規定にかかわらず、規則で定める期間において徴収すべき入湯税に係る入湯客数、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を、規則で定める日までに、市長に提出するとともに、当該納入申告書に係る納入金を納入することができる。

5 市長は、前項の承認を受けた者が同項に規定する要件に該当しなくなつたと認めるときは、その承認を取り消すことができる。

第57条の見出しを「(鉱泉浴場の経営を開始しようとする者の経営に関する申告)」に改め、同条第1項中「前日」を「5日前」に改める。

第58条第1項を次のように改める。

第56条第1項の特別徴収義務者は、1日ごとの入湯税に係る入湯客数、税額その他市長が必要と認める事項を記載した帳簿（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において同じ。）を作成しなければならない。ただし、これらの事

項を記載した業務用帳簿があるときは、これに代えることができる。

第58条第2項中「前項の帳簿は」を「第56条第1項の特別徴収義務者は、前項本文の帳簿を1月ごとに作成し」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
ただし、付則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第54条の規定は、施行日以後の入湯（施行日の前日に宿泊した者による当該宿泊に係る施行日の入湯を除く。）について適用する。
- 3 公布の日から施行日までの間において鉱泉浴場の経営を開始しようとする者（施行日まで当該鉱泉浴場の経営を継続することを予定している者に限る。以下この項において同じ。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までに、改正後の第57条第1項の規定による申告をしなければならない。
 - (1) 公布の日から令和8年9月24日までの間において鉱泉浴場の経営を開始しようとする者 同日
 - (2) 令和8年9月25日から施行日までの間において鉱泉浴場の経営を開始しようとする者 令和8年9月25日

議案第 41 号

令和 7 年度鎌倉市一般会計
補正予算（第 3 号）

令和 7 年度鎌倉市一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 242,056 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 82,003,725 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の補正は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の補正は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 7 年（2025 年）9 月 3 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
55	国庫支出金	14,606,427	4,131	14,610,558
	10 国庫補助金	3,886,866	3,032	3,889,898
	15 委託金	36,587	1,099	37,686
60	県支出金	5,607,368	△733	5,606,635
	10 県補助金	1,456,938	△733	1,456,205
80	繰越金	600,000	111,396	711,396
	5 繰越金	600,000	111,396	711,396
85	諸収入	1,060,553	1,062	1,061,615
	25 雑入	671,498	1,062	672,560
90	市債	4,309,800	126,200	4,436,000
	5 市債	4,309,800	126,200	4,436,000
歳 入 合 計		81,761,669	242,056	82,003,725

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
10	総務費	10,171,002	86,451	10,257,453
	5 総務管理費	8,104,727	66,982	8,171,709
	10 徴税費	789,428	18,370	807,798
	15 戸籍住民基本台帳費	689,834	1,099	690,933
15	民生費	33,882,050	40,788	33,922,838
	10 児童福祉費	15,762,684	40,788	15,803,472
45	土木費	12,294,377	7,490	12,301,867
	20 都市計画費	5,680,794	7,490	5,688,284
50	消防費	3,084,006	8,453	3,092,459
	5 消防費	3,084,006	8,453	3,092,459
55	教育費	7,857,817	98,874	7,956,691
	5 教育総務費	2,645,699	24,604	2,670,303
	20 社会教育費	2,064,179	74,270	2,138,449
歳 出 合 計		81,761,669	242,056	82,003,725

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
10 総務費	05 総務管理費	旧 諸 戸 邸 増 築 棟 解 体 及 び 防 災 対 策 工 事 請 負 事 業	千円 69,531
55 教育費	20 社会教育費	史 跡 北 条 氏 常 盤 亭 跡 崩 落 対 策 工 事 請 負 事 業	221,406

第3表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
放課後子どもひろばふかさ わ外5施設管理運営事業費	令和7年度から 令和12年度まで	千円 785,077
保育士派遣委託事業費	令和7年度から 令和8年度まで	54,763
あおぞら園管理運営事業費	令和7年度から 令和12年度まで	531,082
一般廃棄物積替施設 移転に係る基本設計等 業務委託事業費	令和7年度から 令和8年度まで	47,839

2 変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
第一・腰越小学校給食 調理等業務委託事業費	令和7年度から 令和12年度まで	千円 287,125	令和7年度から 令和12年度まで	千円 309,155
西鎌倉・玉縄小学校給食 調理等業務委託事業費	令和7年度から 令和12年度まで	328,025	令和7年度から 令和12年度まで	335,533

第4表 地方債補正

1 変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
本庁舎等施設整備事業費	千円 310,800	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。	千円 310,900	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。
義務教育施設整備事業費	193,300	同 上	同 上	同 上	232,200	同 上	同 上	同 上
史跡保存事業費	58,600	同 上	同 上	同 上	145,800	同 上	同 上	同 上
合 計	4,309,800				4,436,000			

議案第 42 号

令和 7 年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計
補正予算（第 1 号）

令和 7 年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 50,341 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 16,396,541 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の補正は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 7 年（2025 年）9 月 3 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
20 国庫支出金		162	50,341	50,503
	10 国庫補助金	162	50,341	50,503
歳 入 合 計		16,346,200	50,341	16,396,541

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 総務費		千円 284,833	千円 50,341	千円 335,174
	5 総務管理費	192,394	50,341	242,735
歳 出 合 計		16,346,200	50,341	16,396,541

第2表 債務負担行為補正

1 廃止

事 項	補 正 前		補 正 後	
	補 期 間	限 度 額	補 期 間	限 度 額
国民健康保険システム 子ども子育て支援金対応 業務委託事業費	令和7年度から 令和8年度まで	千円 50,341	—	千円 —

議案第 43 号

令和 7 年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計
補正予算（第 1 号）

令和 7 年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 10,061 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,861,861 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年（2025 年）9 月 3 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
8 県支出金		0	10,061	10,061
	5 県補助金	0	10,061	10,061
歳 入 合 計		6,851,800	10,061	6,861,861

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 総務費		千円 98,294	千円 10,061	千円 108,355
	5 総務管理費	98,294	10,061	108,355
歳 出 合 計		6,851,800	10,061	6,861,861

令和 7 年度鎌倉市下水道事業会計

補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 7 年度鎌倉市下水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 令和 7 年度鎌倉市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
-------	---------	---------	-----

4 主要な建設改良費

（ 1 ） 管渠事業費	446,109千円	83,550千円	529,659千円
-------------	-----------	----------	-----------

（収益的收入及び支出）

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的收入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
-------	---------	---------	-----

収 入

第 1 款 下水道事業収益	7,468,582千円	768千円	7,469,350千円
---------------	-------------	-------	-------------

第 2 項 営業外収益	4,017,623千円	768千円	4,018,391千円
-------------	-------------	-------	-------------

支 出

第 1 款 下水道事業費用	7,412,334千円	9,812千円	7,422,146千円
---------------	-------------	---------	-------------

第 1 項 営業費用	6,953,118千円	9,812千円	6,962,930千円
------------	-------------	---------	-------------

（資本的收入及び支出）

第 4 条 予算第 4 条本文括弧中「資本的收入額が資本的支出額に対して不足する額1,624,748千円は、過年度分損益勘定留保資金195,821千円、当年度分損益勘定留保資金1,255,267千円及び減債積立金

173,660千円で補填するものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,628,998千円は、過年度分損益勘定留保資金195,821千円、当年度分損益勘定留保資金1,255,267千円及び減債積立金177,910千円で補填するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第 1 款 資本的収入	2,054,596千円	79,300千円	2,133,896千円
第 1 項 企業債	601,400千円	79,300千円	680,700千円
支 出			
第 1 款 資本的支出	3,679,344千円	83,550千円	3,762,894千円
第 1 項 建設改良費	907,141千円	83,550千円	990,691千円

(債務負担行為)

第 5 条 予算第 5 条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり補正する。

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
山崎浄化センターLCD 監視装置修繕事業費	令和7年度から 令和8年度まで	千円 2,024

(企業債)

第6条 予算第6条に定めた企業債を次のとおり補正する。

起債の 目的	既決限度額				補正限度額			
	限度額	起債の 方法	利率	償還の 方法	限度額	起債の 方法	利率	償還の 方法
下水道 事業費	千円 601,400	普通貸借 または証 券発行。進 事業の進 捗等によ り起債の 全部を翌 年度繰上 り起債と できる。	4.0%以内 (ただし、 見直し方 式で借入 れる政府 資金及び 地方公共 団体の機 構に、利 率の直し を行っ た後は、 当該利 率)	政府資金に ついては、 その貸付条 件により、 銀行その他 の場合には、 借入日から 据え、40年 以内償還す る。なお、都 市財政の据 置期間及び 償還期限を 短縮し、繰 上償還また は低利に換 えることが できる。	千円 680,700	普通貸借 または証 券発行。進 事業の進 捗等によ り起債の 全部を翌 年度繰上 り起債と できる。	4.0%以内 (ただし、 見直し方 式で借入 れる政府 資金及び 地方公共 団体の機 構に、利 率の直し を行っ た後は、 当該利 率)	政府資金に ついては、 その貸付条 件により、 銀行その他 の場合には、 借入日から 据え、40年 以内償還す る。なお、都 市財政の据 置期間及び 償還期限を 短縮し、繰 上償還また は低利に換 えることが できる。

令和7年(2025年)9月3日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

報告第 12 号

工事請負契約の変更に係る専決処分の報告について

さきに、令和 6 年 6 月定例会議案第 7 号及び令和 7 年 2 月定例会議案第 64 号をもって議決された鎌倉市立第一中学校通学路法面整備工事について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年（2025 年） 9 月 3 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 契約金額

- | | |
|-------------------------------|--------------|
| (1) 当初の契約金額 | 374,440,000円 |
| (2) 令和 7 年 2 月定例会
議決後の契約金額 | 384,536,900円 |
| (3) 変更による増額分 | 5,472,500円 |
| (4) 変更後の契約金額 | 390,009,400円 |

2 処分の日

令和 7 年（2025 年） 8 月 7 日

工 事 請 負 変 更 契 約 書

工 事 名 称	鎌倉市立第一中学校通学路法面整備工事
工 事 場 所	鎌倉市材木座六丁目20番 先
工 期	工期の変更 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
請 負 代 金 額	増額 5,472,500 円 うち取引に係る消費税額 497,500 円 及び地方消費税額
そ の 他	原契約書添付の「鎌倉市工事請負契約約款第40条における別表1及び別表2」を次のとおり変更し、本契約のほかは原契約書のとおりとする。

令和6年（2024年）6月24日付けで契約を締結した工事請負契約について、上記のとおり変更し、本契約を証するため本書を電磁的に作成し、発注者及び受注者が合意を証する電磁的措置を執った上、双方保管するものとする。

令和7年(2025年)8月7日

発注者 鎌倉市御成町18番10号
鎌 倉 市
市 長 松尾 崇

受注者 鎌倉市大町一丁目4番15号
鎌倉土建株式会社
代表取締役 菅尾 成彦

別表 1（第40条関係）

支払限度額	
令和 5 年度	0 円
令和 6 年度	140,415,000円
令和 7 年度	202,789,400円
令和 8 年度	46,805,000円

別表 2（第40条関係）

出来高予定額	
令和 5 年度	0 円
令和 6 年度	140,415,000円
令和 7 年度	202,789,400円
令和 8 年度	46,805,000円

報告第 13 号

工事請負契約の変更に係る専決処分の報告について

さきに、令和 7 年 2 月定例会議案第 63 号をもって議決された城廻市有地擁壁補強工事について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年（2025 年）9 月 3 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 契約金額

- | | |
|--------------|---------------|
| (1) 当初の契約金額 | 669,900,000 円 |
| (2) 変更による増額分 | 23,298,000 円 |
| (3) 変更後の契約金額 | 693,198,000 円 |

2 処分の日

令和 7 年（2025 年）8 月 7 日

工 事 請 負 変 更 契 約 書

工 事 名 称	城廻市有地擁壁補強工事
工 事 場 所	鎌倉市城廻283番 外
工 期	工期の変更 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
請 負 代 金 額	増額 23,298,000 円 うち取引に係る消費税額 2,118,000 円 及び地方消費税額
そ の 他	原契約書添付の「鎌倉市工事請負契約約款第40条における別表1及び別表2」を次のとおり変更し、本契約のほかは原契約書のとおりとする。

令和7年（2025年）3月7日付けで契約を締結した工事請負契約について、上記のとおり変更し、本契約を証するため本書を電磁的に作成し、発注者及び受注者が合意を証する電磁的措置を執った上、双方保管するものとする。

令和7年(2025年)8月7日

発注者 鎌倉市御成町18番10号
 鎌 倉 市
 市 長 松尾 崇

受注者 鎌倉市笛田一丁目3番32号
 株式会社現代建設
 代表取締役 中村 眞一郎

別表 1（第40条関係）

支払限度額	
令和 6 年度	0 円
令和 7 年度	346,599,000 円
令和 8 年度	346,599,000 円

別表 2（第40条関係）

出来高予定額	
令和 6 年度	0 円
令和 7 年度	346,599,000 円
令和 8 年度	346,599,000 円

報告第 14 号

交通事故による市の義務に属する損害賠償の
額の決定に係る専決処分の報告について

令和 7 年(2025年)3 月 7 日、鎌倉市大船二丁目 1 番 26 号敷地内で発生した、健康福祉部生活福祉課用務で稼働中の軽貨物自動車による交通事故に係る市の義務に属する損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年（2025年）9 月 3 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|----------|--|
| 1 | 損害賠償の額 | 179,245円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | 大和市中央二丁目 4 番 8 号SKビル 1 階
社会福祉法人県央社会福祉会
理事長 柴 田 琢 |
| 3 | 処分の日 | 令和 7 年（2025年）8 月 15 日 |

交通事故による市の義務に属する損害賠償の
額の決定に係る専決処分の報告について

令和7年(2025年)5月26日、鎌倉市山ノ内256番先敷地内で発生した、こどもみらい部発達支援室用務で稼働中の軽貨物自動車による交通事故に係る市の義務に属する損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和 7 年（2025年） 9 月 3 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|----------|--------------------------|
| 1 | 損害賠償の額 | 99,006円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | [redacted]
[redacted] |
| 3 | 処分の日 | 令和7年（2025年）8月15日 |

報告第 16 号

令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

令和 6 年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率を別添の監査委員の意見を付けて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により報告する。

令和 7 年（2025 年） 9 月 3 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
- (11.46)	- (16.46)	2.1 (25.0)	- (350.0)

備考 () 内は早期健全化基準

「参考」

本報告に添付する書類

監査委員の鎌倉市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

報告第 17 号

令和 6 年度決算に基づく資金不足比率の報告について

令和 6 年度決算に基づく資金不足比率を別添の監査委員の意見を付けて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第 1 項の規定により報告する。

令和 7 年(2025年) 9 月 3 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(単位：％)

特別会計の名称	資金不足比率	備 考
下水道事業会計	— (20.0)	

備考 () 内は経営健全化基準

「参考」

本報告に添付する書類

監査委員の鎌倉市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書